

横浜市地震防災戦略の改訂について

1 横浜市地震防災戦略とは

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受け、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波による被害を想定し、その結果に基づき減災対策の推進に努める旨が国の防災基本計画に規定されました。

そこで、本市では平成24年10月に新たな被害想定を公表し、横浜市防災計画「震災対策編」を抜本的に見直しました。その想定被害を軽減するための減災目標を設定し、目標達成のために必要な対策を効果的かつ効率的に実施していくために、具体的対策を取りまとめたアクションプランとして「地震防災戦略」を策定しました。

2 改訂の趣旨

地震防災戦略は、『平成25年度から令和4年度（2013年～2022年）』を対象期間としておりますが、各施策の進ちょく状況を踏まえ、概ね3年ごとに見直しを実施することとしています。

そこで、平成30年度に、当初の基本的な考え方を維持しつつ、新規事業の追加や目標の修正等、2回目の改訂を行いました。

3 施策の進ちょく状況【平成30年度末】

【全312事業】

	事業数	割合
完了	101	32%
概ね予定どおり	158	51%
遅れあり	53	17%

遅れのある事業の例：家具転倒防止対策助成事業（目標：家具の固定率）
地震火災対策重点路線に位置付けられた都市計画道路
の整備（目標：延焼遮断帯の形成の推進） など

※横浜市地震防災戦略（改訂版）では「平成34年度」まで平成と表記をしていますが、
本資料では、「令和」に修正しています。

4 改訂内容

(1) 前回改訂以降に開始した事業を、新規に6件追加

施策	頁	行動計画	新規追加事業	追加理由
I-1 建物倒壊等による被害防止	13	行動計画3 【落下・転倒による負傷等の防止】	◎ブロック塀等の安全対策 (建築局、都市整備局)	平成30年6月に発生した『大阪府北部を震源とする地震』での状況を踏まえ、ブロック塀倒壊による被害を軽減する
I-4 崖崩れ、液状化対策の推進	20	行動計画11 【崖地等の安全対策の推進】	◎大規模盛土造成地の耐震化の推進(建築局)	大規模盛土造成地の安全性に関する詳細調査を実施し、滑動崩落の被害を軽減するため、対応策を検討する
II-2 災害対策本部機能の強化	29	行動計画19 【災害対策本部等における情報通信体制の強化】	◎市役所・区役所及び医療関係機関等への高速通信衛星電話の整備(医療局)	災害時の医療・救護に関する情報伝達体制を構築するため、市役所・区役所及び医療関係機関等に高速通信衛星電話を整備する
II-4 災害時医療体制等の強化	31	行動計画21 【医療機関の機能・設備強化】	◎医療関係機関への燃料の安定供給体制の構築(医療局)	神奈川県石油業協同組合との『医療機関等に対する燃料の安定供給の協力に関する協定』(平成29年3月締結)に基づき、連絡体制を整備する
III-1 地域防災拠点の充実・強化	36	行動計画26 【地域防災拠点の充実・強化】	◎バーチャルパワープラント(VPP)構築事業(温暖化対策統括本部)	地域防災拠点の機能強化のため、蓄電池による電力を確保する
	37	行動計画27 【燃料や飲料水等の備蓄・確保】	◎耐震給水栓の整備による飲料水確保対策事業(総務局・水道局)	災害用地下給水タンクや緊急給水栓がなく、受水槽活用不可の地域防災拠点に対して、飲料水を確保する

(2) 事業進ちょく等を踏まえ目標を修正

ア 目標を上方修正した事業 (7事業 8件)

施策	頁	行動計画	目標修正事業	令和4年度までの目標
I-1 建物倒壊等による被害防止	12	行動計画1 【民間建築物の耐震化】	○放課後児童クラブ移転費用補助 (こども青少年局)	・耐震対策がとられていない放課後児童クラブの移転： <u>92</u> 箇所 (～令和元年度) 《当初： <u>30</u> 箇所 (～平成27年度)》
I-2 火災による被害の軽減	14	行動計画4 【火災に強い都市空間の形成】	○地域の拠点となる駅周辺の再整備 (都市整備局)	・地域の拠点となる駅周辺の再整備： <u>15</u> 地区 (～令和4年度) 《当初： <u>8</u> 地区》
I-6 ライフラインの被害防止	24	行動計画15 【ライフライン施設の耐震化】	○送・配水管、基幹施設の耐震化 (水道局)	・基幹管路 (導・送・配水本管) の耐震適合率： <u>61%</u> → <u>68%</u> (平成22年度～令和元年度) 《当初： <u>61%</u> → <u>67%</u> (～平成27年度)》 ・配水池等の耐震化率： <u>59%</u> → <u>96%</u> (平成22年度～令和元年度) 《当初： <u>59%</u> → <u>93%</u> (～平成27年度)》
II-1 帰宅困難者の発生抑制と支援	27	行動計画17 【外出者の帰宅支援】	○徒歩帰宅者支援事業 (総務局)	・徒歩帰宅者支援： <u>8</u> 区で実施 (～令和4年度) 《当初： <u>4</u> 区 (～平成28年度)》
II-5 緊急輸送路等の整備	34	行動計画24 【緊急輸送路等の整備】	○横浜環状道路等の高速道路の整備 (道路局)	・横浜環状北西線の完成 (～令和2年度) 《東京2020オリンピック・パラリンピックまでの開通を目指す》 《当初： <u>～令和3年度</u> 》
		行動計画25 【港湾施設の強化等】	○物流機能維持用耐震強化岸壁整備事業 (本牧D4、南本牧MC3、MC4耐震強化岸壁など) (港湾局)	・物流機能維持用耐震強化岸壁 (南本牧MC4耐震強化岸壁整備) (～令和元年度) 《当初： <u>～令和4年度</u> 》
III-1 地域防災拠点の充実・強化	36	行動計画26 【地域防災拠点の充実・強化】	○下水直結式仮設トイレの整備 (環境創造局・資源循環局)	・地域防災拠点、市・区役所、災害拠点病院への下水直結式仮設トイレ (通称：災害用ハマッコトイレ) の整備： <u>累計432箇所2,160基</u> (～令和4年度) 《当初： <u>液状化が予測される地域防災拠点への下水直結式仮設トイレの配備 累計31箇所・155基</u> 》

イ 目標の考え方を修正した事業（3件）

施策	頁	行動計画	目標修正事業	令和4年度までの目標
I-3 津波による 被害防止	18	行動計画9 【津波襲来時の 施設機能の維 持・浸水対策】	○焼却工場の津波浸水対策事 業（資源循環局）	・沿岸部の焼却工場の津波浸水対策 （～令和4年度）《28追加：焼却工場への 水密扉及び止水板の設置》
I-5 市民及び地 域の防災力 向上	22	行動計画13 【市民及び地域 の防災力強化に 向けた取組】	○災害用地下給水タンクの応 急給水訓練（水道局）	○災害用地下給水タンクが設置され ている全ての地域防災拠点等での応 急給水訓練：実施率100%（～令和元 年度）《当初：～平成27年度》
			○横浜市民防災センターにお ける防災教育の充実（消防局）	・横浜市民防災センター自助共助プロ グラム修了者数：5か年250,000人 （～令和4年度）《28追加：横浜市民防 災センター年間来場者数：100,000人》

(3) 進ちょくに遅れがあり、目標の完了年度を修正した事業（5件）

施策	頁	行動計画	目標修正事業	令和4年度までの目標
I-1 建物倒壊等による被害防止	12	行動計画1 【民間建築物の耐震化】	○民間児童福祉施設耐震対策事業（こども青少年局）	・耐震対策が取られていない民間児童福祉施設の耐震化：4施設（～令和4年度）《当初：～平成29年度》
II-1 帰宅困難者の発生抑制と支援	27	行動計画17 【外出者の帰宅支援】	○バス・船舶等の振替輸送手段の確保に向けた国や都県、近隣自治体との連携体制整備の検討・調整（総務局）	・バス・船舶等の振替輸送手段の確保（～令和4年度）《当初：～平成29年度》
II-2 災害対策本部機能の強化	28	行動計画18 【災害対策本部機能の強化】	○災害時における新たな燃料供給・搬送体制の構築（総務局）	・災害時における全庁的な燃料確保・供給・搬送体制の構築（～令和4年度）《当初：～平成26年度》
II-5 緊急輸送路等の整備	34	行動計画24 【緊急輸送路等の整備】	○歩道橋の耐震補強（道路局）	・緊急輸送路等優先順位の高い歩道橋101橋の耐震補強（～令和4年度）《当初：～平成29年度》
III-4 速やかな経済再生・復興に向けた取組	41	行動計画31 【事前復興計画の策定】	○復興の理念・方針・計画の策定手順などの検討策定（政策局）	・事前復興計画の策定・周知（～令和4年度）《当初：～平成27年度》 《※庁内マニュアルの策定により対応（平成27年度）》

【参考】 その他 遅れがある主な事業

施策	頁	行動計画	事業名	令和4年度までの目標
I-1 建物倒壊等による被害防止	13	行動計画3 【落下・転倒による負傷等の防止】	○家具転倒防止対策助成事業（総務局）	・家具の固定率：58%→75%（～令和4年度） 【※平成30年度危機管理アンケート結果：58.8%】
I-2 火災による被害の軽減	14	行動計画4 【火災に強い都市空間の形成】	○地震火災対策重点路線に位置付けられた都市計画道路の整備（道路局）	・延焼遮断帯の形成の推進（～令和4年度） 【※平成30年度末 3路線で着手】
I-3 津波による被害防止	19	行動計画10 【津波避難・救助対策の実施】	○津波避難情報板の設置（総務局）	・津波避難情報板設置箇所拡充：50箇所（～令和4年度） 【※平成30年度末 28箇所】

(4) 今回目標を達成した 48 事業について、その旨を明記【なお、前回までに完了した 53 事業と併せて 101 事業が完了】

【完了した主な事業・目標】

施策	頁	行動計画	完了事業・目標
I-1 建物倒壊等による被害防止	12	行動計画 1 【民間建築物の耐震化】	・民間障害者施設耐震対策事業（健康福祉局）
	13	行動計画 2 【公共建築物の耐震化】	・区庁舎等の耐震・再整備事業（市民局）
I-2 火災による被害の軽減	16	行動計画 7 【公設消防力の向上】	・遠距離送水資機材の整備（消防局） ・消防団の資機材整備 ・消防団員の確保事業
I-3 津波による被害防止	18	行動計画 9 【津波襲来時の施設機能の維持・浸水対策】	・みなと赤十字病院の防潮板の設置等（医療局病院経営本部）
	19	行動計画 10 【津波避難・救助対策の実施】	・津波被害者救助体制強化事業（消防局）
I-6 ライフラインの被害防止	24	行動計画 15 【ライフライン施設の耐震化】	・送・配水ネットワークの強化（水道局）
II-2 災害対策本部機能の強化	28	行動計画 18 【災害対策本部機能の強化】	・区庁舎等の耐震・再整備事業（市民局）《再掲》
	29	行動計画 19 【災害対策本部等における情報通信体制の強化】	・消防・救急デジタル無線整備事業（消防局）
II-5 緊急輸送路等の整備	34	行動計画 24 【緊急輸送路等の整備】	・横浜環状北線の完成（道路局）【10年後の目標】 ・相模鉄道本線星川～天王町の高架化（道路局） 【10年後の目標】 ・南本牧ふ頭連絡臨港道路の整備（港湾局）
III-2 ボランティアとの連携強化	38	行動計画 28 【ボランティアの育成・支援】	・災害ボランティアセンター用のデジタル移動無線配備（市民局）【10年後の目標】

(5) その他、必要に応じて「施策方針」や「行動計画」などを修正

横浜市地震防災戦略

(制定) 平成 25 年 4 月

(最終改訂) 平成 31 年 4 月

横浜市

まえがき

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、東北地方から関東地方に至る広い範囲で甚大な被害が発生しました。本市でも震度 5 強を観測し、発災当日には多くの方が帰宅困難者となられたことをはじめ、液状化現象による被害などもありました。

この震災を踏まえ、本市では、横浜市防災計画「震災対策編」を抜本的に見直すとともに、最新の地震調査研究に基づく被害想定調査を実施し、4つの地震の被害想定を平成 24 年 10 月に公表いたしました。本市での被害が最大となる元禄型関東地震では、死者数が約 3,260 人に及ぶことなどが想定されております。

横浜市防災計画においても、被害を出さない地域・社会の実現を目標としていますが、新たな地震被害想定に基づき、被害をより一層軽減するための「減災目標」を設定し、その目標達成に向けた具体的プランを実施していくことが重要です。

そこで、10 年後となる平成 34 年度における「減災目標」及び減災目標を達成するための取組を体系化した「横浜市地震防災戦略」を今回新たに策定いたしました。その中では、人的被害を平成 34 年度までに半減するなどの目標を設定しており、この目標を達成するため、建物倒壊による被害の防止や火災による被害の軽減などに取り組むこととしています。

戦略の推進にあたっては、自助・共助・公助の連携が欠かせません。国や県、ライフライン事業者など関係機関の皆様と連携しながら取組を進めていくとともに、市民、地域、事業者の皆様の自助・共助の取組を積極的に支援してまいります。是非、皆様におかれましても、大切な命を守り発災後の混乱を乗り越えるための自助・共助の取組をお願いいたします。

横浜市長 林 文子

「地震防災戦略」は、平成 25 年度から 34 年度を対象期間としておりますが、各施策の進捗状況を踏まえ、おおむね 3 年ごとに見直しを実施することとしています。平成 28 年 4 月に続き、平成 31 年 4 月に新規対策の追加など必要な見直しを行いました。

目次

I はじめに

- 1 地震防災戦略策定の背景・目的 1
- 2 横浜市防災計画（震災対策編）と地震防災戦略の関係 3
- 3 横浜市の被害想定 3

II 地震防災戦略の基本的事項

- 1 地震防災戦略の基本的事項 8
- 2 定期的な見直しと推進組織 8
- 3 減災目標と目標を達成するための施策と行動計画 9
- 4 体系図～減災目標・施策・行動計画 10

III 減災目標・施策・行動計画

- 基本目標 I 被災を最小限に抑える 11
 - 施策 I-1 建物倒壊等による被害防止
 - 行動計画 1 民間建築物の耐震化 12
 - 行動計画 2 公共建築物の耐震化 13
 - 行動計画 3 落下・転倒による負傷の防止 13
 - 施策 I-2 火災による被害の軽減
 - 行動計画 4 火災に強い都市空間の形成 14
 - 行動計画 5 出火防止に向けた取組 15
 - 行動計画 6 地域の消火能力の向上 16
 - 行動計画 7 公設消防力の向上 16
 - 施策 I-3 津波による被害防止
 - 行動計画 8 津波防護施設の整備・改修 17
 - 行動計画 9 津波来襲時の施設機能の維持・浸水対策 18
 - 行動計画 10 津波避難・救助対策の実施 19
 - 施策 I-4 崖崩れ、液状化対策の推進
 - 行動計画 11 崖地等の安全対策の推進 20
 - 行動計画 12 液状化対策の推進 20
 - 施策 I-5 市民及び地域の防災力向上
 - 行動計画 13 市民及び地域の防災力強化に向けた取組 21
 - 行動計画 14 災害時要援護者避難支援の推進 22
 - 施策 I-6 ライフラインの被害防止
 - 行動計画 15 ライフライン施設の耐震化 24

基本目標Ⅱ 発災時の混乱を抑え、市民の命を守る	25
施策Ⅱ－1 帰宅困難者の発生抑制と支援	
行動計画16 帰宅困難者対策の充実	26
行動計画17 外出者の帰宅支援	27
施策Ⅱ－2 災害対策本部機能の強化	
行動計画18 災害対策本部機能の強化	28
行動計画19 災害対策本部等における情報通信体制の強化	29
施策Ⅱ－3 市民への適切な情報発信	
行動計画20 広報・広聴体制の強化	30
施策Ⅱ－4 災害時医療体制等の強化	
行動計画21 医療機関の機能・設備強化	31
行動計画22 医薬品等の備蓄及び供給体制の整備	32
行動計画23 遺体取扱体制の整備	32
施策Ⅱ－5 緊急輸送路等の整備	
行動計画24 緊急輸送路等の整備	33
行動計画25 港湾施設の強化等	34
基本目標Ⅲ 被災者の支援と早期復興を図る	35
施策Ⅲ－1 地域防災拠点の充実・強化	
行動計画26 地域防災拠点の充実・強化	36
行動計画27 燃料や飲料水等の備蓄・確保	37
施策Ⅲ－2 ボランティアとの連携強化	
行動計画28 ボランティアの育成・支援	38
施策Ⅲ－3 被災者の早期生活再建支援	
行動計画29 被災者に対する支援の充実	39
施策Ⅲ－4 速やかな経済再生・復興に向けた取組	
行動計画30 速やかな経済再生	40
行動計画31 事前復興計画の策定	41

I はじめに

1 地震防災戦略策定の背景・目的

(1) 国の動き

大規模地震が発生した場合には、甚大な被害が想定されることから、国の中央防災会議は、平成17年3月に「東海地震」、平成18年4月には「首都直下地震」について、被害軽減量を「減災目標」として定めた地震防災戦略を策定するとともに、関係地方公共団体に対しても、「地域目標」の策定を要請しています。また、平成18年3月には、地震防災対策特別措置法が改正され、都道府県防災会議は、想定される地震災害を明らかにして、その地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を地域防災計画に定めるよう努めることとされました。

なお、東日本大震災を踏まえ、平成24年9月に中央防災会議が開かれ、南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等及び被害想定を公表しています。

首都直下地震についても、平成25年12月に新たな地震被害想定を公表し、平成27年3月には「首都直下地震緊急対策推進基本計画」を策定、対策を進めています。

また、災害救助法の一部を改正する法律が平成30年6月に公布され、内閣総理大臣の指定を受けた救助実施市（指定都市）が自らの事務として被災者を救助することが可能となりました。【平成31年4月施行】

さらに、平成25年12月には、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（国土強靱化基本法）が施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」が策定されました。5年が経過した平成30年12月には、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等の災害や社会情勢を踏まえ、基本計画の見直しがされました。

(2) 神奈川県動き

神奈川県では、東日本大震災の経験や教訓を活かして、全面的に防災計画の見直しを行いました。これは、国の防災基本計画と連携した地域計画であり、市町村地域防災計画の指針となるものです。

また、県内における地震防災対策を総合的かつ計画的に実施していくため、「神奈川県地震防災戦略」を平成22年3月に策定しました。県の地震防災戦略では、地震防災に関する取組を集中的かつ強力に推進していく期間として、平成22年度から平成27年度までの6年間をプランの実施期間と定め、死者数を半減以上とすることなどを目標としています。

平成22年に策定した「神奈川県地震防災戦略」の対象期間が終了することを見据え、平成25年度から平成26年度にかけて国の中央防災会議の地震被害想定を踏まえた、地震被害想定調査を実施しました。この被害想定を踏まえ地震防災戦略を改定し、平成28年度から平成36年度の9年間を新たな実施期間として、取組を進めています。

また、国土強靱化に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための指針として、平成29年度に「神奈川県国土強靱化地域計画」を策定しました。

(3) 本市の動き

未曾有の被害をもたらした東日本大震災により、災害の発生を完全に防ぐことが不可能であることが明らかになり、これを受け、地方公共団体は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波による被害を想定し、その結果に基づき減災対策の推進に努める旨が国の防災基本計画に規定されました。

そこで、本市では修正された防災基本計画を踏まえ平成 24 年 10 月、これまでの被害想定を抜本的に見直すとともに、その想定被害を軽減するための減災目標を設定し、目標達成のために必要な対策を効果的かつ効率的に実施していくために、「地震防災戦略」を策定しました。

各施策の進捗状況を踏まえ、おおむね 3 年ごとに見直しを実施することとしており、平成 28 年 4 月に、新規対策の追加など必要な見直しを行いました。

平成 30 年 6 月に交付された災害基本法の一部を改正する法律を受け、本市も救助実施主体として円滑に事務を行えるよう神奈川県と連携し取組を進めています。

また、本市でも、国土強靱化基本法の制定を受けて、平成 30 年度「横浜市強靱化地域計画」を策定しました。強靱化地域計画は、防災・減災に関する取組だけではなく、平時からの取組を横断的に取りまとめたもので、相互に関係しながら、取組を進めていきます。

※点線枠囲みについては、策定後の動きを記載しています。

2 横浜市防災計画（震災対策編）と地震防災戦略の関係

防災計画は、災害対策基本法に基づき事前対策から応急対策、復旧・復興対策までを総合的に定めたものであり、平成24年に取りまとめた被害想定及び減災目標についても計画に反映しました。

地震防災戦略は、平成25年4月に防災計画に位置付けた減災目標を達成するための具体的対策を取りまとめたアクションプランです。

3 横浜市の被害想定

平成24年10月に、それまでの地震被害想定を抜本的に見直し、「元禄型関東地震」、「東京湾北部地震」および「南海トラフの大連動地震」の3地震について、被害想定を行いました。「慶長型地震」に関しては、津波に関する被害想定を行いました。

各地震を選んだ理由と被害の様相は次のとおりです。

【元禄型関東地震】

1 選定理由

相模トラフ沿いを震源とする関東地震は、これまで1923年に横浜市で甚大な被害をもたらした大正型関東地震の再来が懸念されていました。しかし、東日本大震災を経て、想定外の事態をなくそうという考えから、発生確率は低いものの、大正型関東地震（南関東地震）よりも市内の震度が大きく、津波の影響も考えられる元禄型関東地震を対象としました。

2 被害の様相

横浜市内では、震度5強～7の揺れになり、広い範囲で震度6強以上の強い揺れになります。特に西区、中区、磯子区の沿岸部の一部では震度7となります。沿岸部の埋立地で液状化の可能性が高くなります。内陸部でも、鶴見川流域の他、柏尾川・境川の流域などで液状化の可能性が高くなります。揺れで34,300棟が全壊、火災で77,700棟が全焼の大きな被害となり、3,260人の死者が予測され、本市に最も大きな被害をもたらす地震となります。津波浸水による被害も半壊2,760棟となります。ライフラインはいずれも広域で機能支障が生じ、緊急輸送路・鉄道も、地盤変状等により大きな支障が生じます。津波による浸水、液状化、長周期地震動などにより、想定には含まれていない複合的な被害が拡大することも懸念されます。元禄型関東地震が発生した場合、神奈川県全域で大きな被害になることが予想され、東京都(2012)でも約18万棟の建物被害、約5,900人の死者が予測されており、救助・復旧活動等は困難を極めることが想定されます。

【東京湾北部地震】

1 選定理由

首都直下地震は首都圏のどこで発生してもおかしくないと言われています。

東京湾北部地震は、本市に大きな影響を与える首都直下地震の一つであり、中央防災会議でもこの地震を首都直下地震大綱（平成17年9月）の基軸としています。この地震は、横浜市のみならず、首都圏での影響が極めて大きいと考えられており、今後、広域で連携した対策を検討していく際に重要であることから東京湾北部地震を対象としました。

2 被害の様相

横浜市内では、震度4～6強の揺れになり、特に市内東部では震度6弱以上の強い揺れになります。沿岸部の埋立地で液状化の可能性が高くなります。元禄型関東地震に比べると、被害は小さくなるものの、本市中心部から東京側では揺れ・火災により相当な被害が見込まれます。揺れによる全壊が4,170棟、火災による全焼が13,000棟と想定されます。死者は460人となります。ライフラインはいずれも広域で機能支障が生じ、緊急輸送路・鉄道も、地盤変状等により大きな支障が生じます。東京都(2012)では約30万棟の建物被害、約9,700人の死者が予測されており、国の震災対策機能が損なわれる可能性があり、救助・復旧活動への影響が懸念されます。

【南海トラフ巨大地震】

1 選定理由

これまで横浜市に大きな影響を与える地震として、切迫性の高い東海地震を被害想定の対象地震としていました。

一方で、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」(平成23年8月～)においては、東日本大震災を踏まえ、想定外をなくす考えから、津波を伴い最大限の被害を及ぼす想定地震として、東海地震を包括した南海トラフ巨大地震を選定しました。

そのため、横浜市においても揺れは大きくないものの、長周期地震動、液状化、津波などの被害が考えられ、従来想定していた東海地震を包括した最大級の地震である南海トラフ巨大地震を対象としました。

2 被害の様相

横浜市内では広い範囲で震度5弱～5強の揺れになり、一部で震度6弱の揺れになります。沿岸部の埋立地で液状化の可能性が高くなります。液状化による建物被害が、揺れによる建物被害を上回ります。長周期地震動による高層建物や石油タンク等への影響も懸念されます。津波による建物被害も、半壊が15,500棟に及びます。交通施設の浸水区間も、慶長型地震ほどではありませんが多数発生します。南関東から九州に至る広域での被害が予測されるため、人材・物資等の不足が懸念されます。

【慶長型地震】

1 選定理由

揺れの影響は大きくないものの、東京湾内に大きな津波をもたらす想定地震です。発生確率はきわめて低いものの、横浜市に最大クラスの津波被害を引き起こす想定地震であることから、津波被害の検討対象としました。

なお、この想定地震は、神奈川県「平成23年度津波浸水想定検討部会」(平成23年5月～)で設定されたものです。

2 被害の様相

津波による死者が595人、全壊建物が412棟、半壊建物が26,600棟となるなど、本市に最も大きな津波被害を及ぼす地震です。道路や鉄道も浸水の影響を受ける区間が多数発生します。南関東から東海地区以西の広い範囲で津波被害が懸念されますが、揺れによる被害は比較的軽微と考えられます。

横浜市地震被害想定調査結果一覧

種別	被害項目	被害単位	元禄型 関東地震	東京湾北部 地震	南海トラフ 巨大地震	慶長型 地震
地盤	急傾斜地崩壊	危険性が高い急傾斜地 (箇所)	336	102	23	—
建物	揺れ	全壊数(棟)	34,300	4,170	43	—
		半壊数(棟)	103,000	24,300	2,360	—
	液状化	全壊数(棟)	204	129	96	—
		半壊数(棟)	7,670	4,940	3,770	—
	急傾斜地崩壊	全壊数(棟)	154	32	2	—
		半壊数(棟)	289	72	11	—
	津波	全壊数(棟)	11	0	19	412
		半壊数(棟)	2,760	212	15,500	26,600
地震火災 (冬18時)	出火	炎上出火件数(件)	370	100	35	—
	延焼	焼失棟数(棟)	77,700	13,000	5	—
人	死者	(人)	3,260	460	79	595 [※]
	負傷者	(人)	21,700	4,800	347	—
	重傷者	(人)	2,940	431	3	—
ライフ ライン	上水道	断水世帯数(1日後)	399,000	234,000	92,900	—
	下水道	機能支障世帯数 (1日後)	72,900	34,300	19,900	—
	電力	停電世帯数(1日後)	266,000	62,500	91	—
	電話	不通世帯数(1日後)	54,100	13,100	13	—
	都市ガス	供給停止件数(直後)	1,160,000	242,000	0	—
交通	道路	緊急輸送路上の橋梁・ 橋脚被害箇所	1	0	0	—
		緊急輸送路交通支障区 間数	183	116	0	—
		緊急輸送路浸水区 間数	47	13	102	116
	鉄道	被害箇所	274	177	126	—
		浸水区間数(駅 間)	36	19	56	64
	港湾	被害延長(km)	22.8	20.8	8.0	—
その他	避難者	避難者(1日後、人)	577,000	234,000	100,000	—
		避難者(28日後、人)	335,000	79,900	34,100	—
		下段は避難所生活者	(218,000)	(51,900)	(22,100)	—
	帰宅困難者	人(平日正午)	455,000			—
	エレベータ 閉じ込め	発生可能性台数(台)	2,740	1,450	897	—
	災害廃棄物	発生量(万m ³)	1,670	362	273	—
	経済被害	直接経済被害額 (兆円)	11.7	2.8	1.6	—

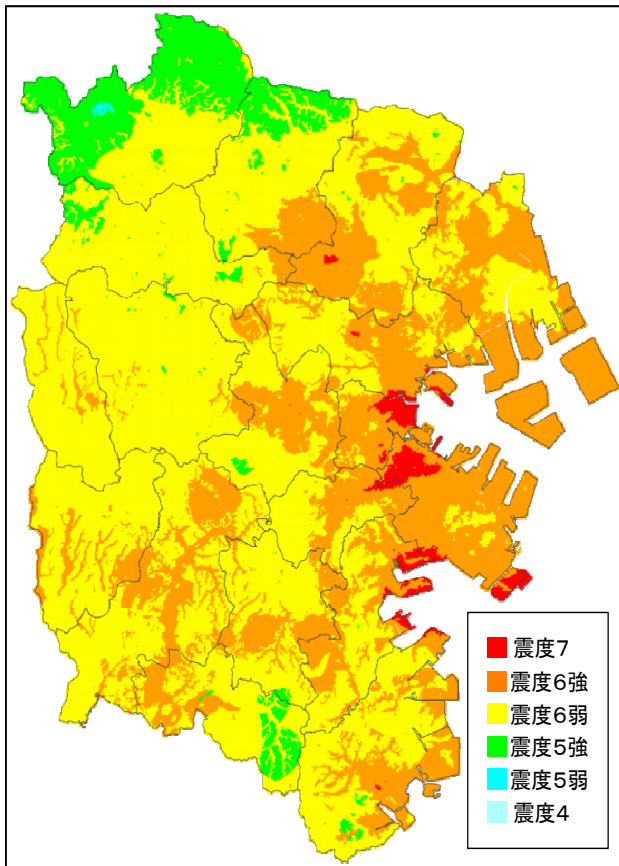
(被害数は有効数字3桁として四捨五入)

(※慶長型地震の死者は津波によるもの)

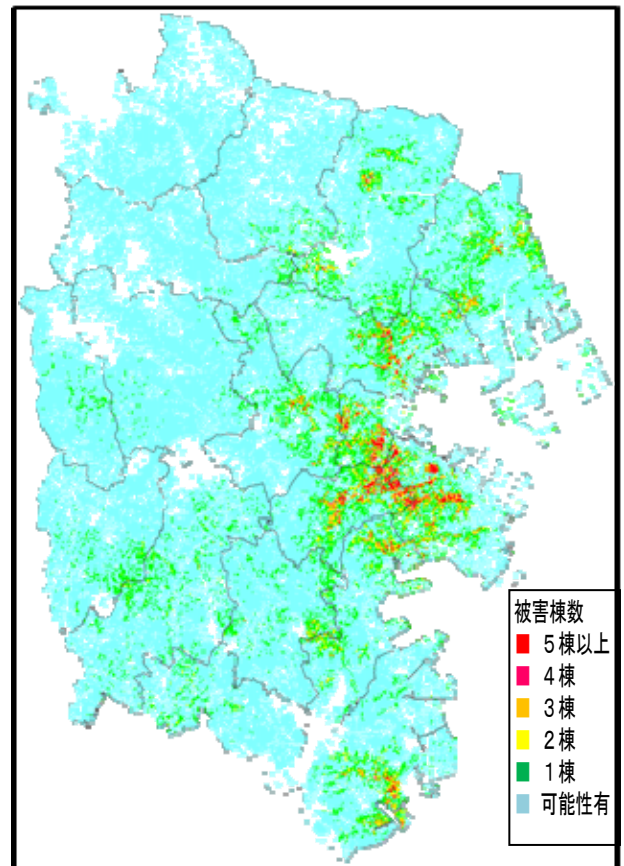
被害想定は、延焼火災が拡大し、物的・人的被害が最大となる冬の平日18時に地震が発生したという条件で算出しています。

ただし、帰宅困難者については、通勤・通学・買い物・観光等による市外からの流入人口が最も多い平日12時の値であり、慶長型地震による津波被害についても、被害が最大となる平日12時の値としています。

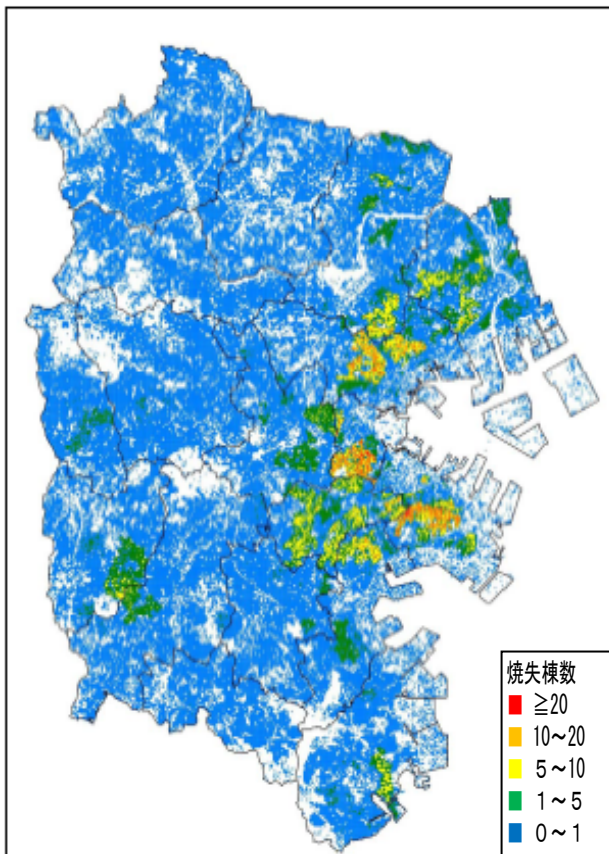
元禄型関東地震における震度分布予測



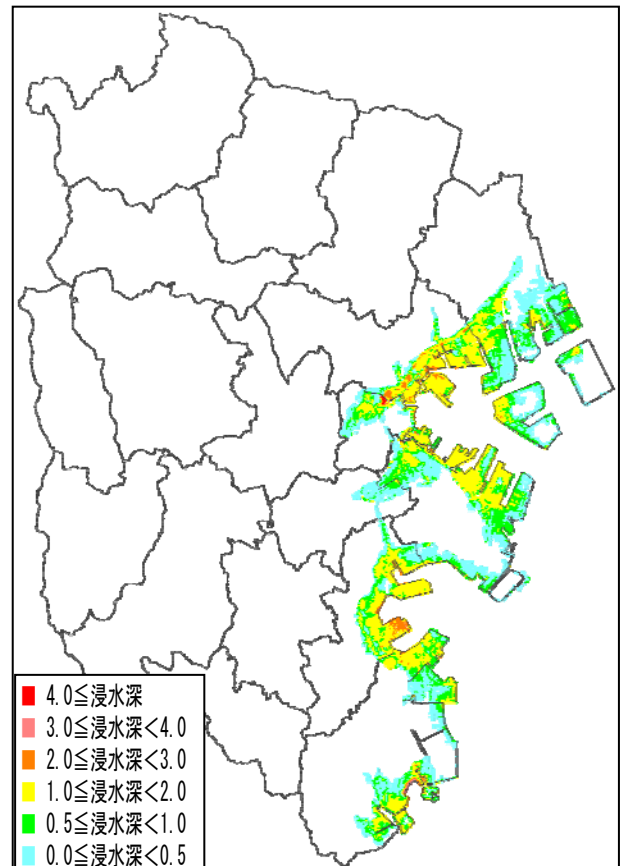
元禄型関東地震の揺れによる建物被害棟数（全壊）



元禄型関東地震における焼失棟数



慶長型地震の津波による浸水深分布



Ⅱ 地震防災戦略の基本的事項

1 地震防災戦略の基本的事項

- (1) 対象地震 地震：元禄型関東地震
津波：慶長型地震
- (2) 対象期間 平成 25 年度～平成 34 年度（10 年間）
- (3) 対策の選定と数値目標の設定

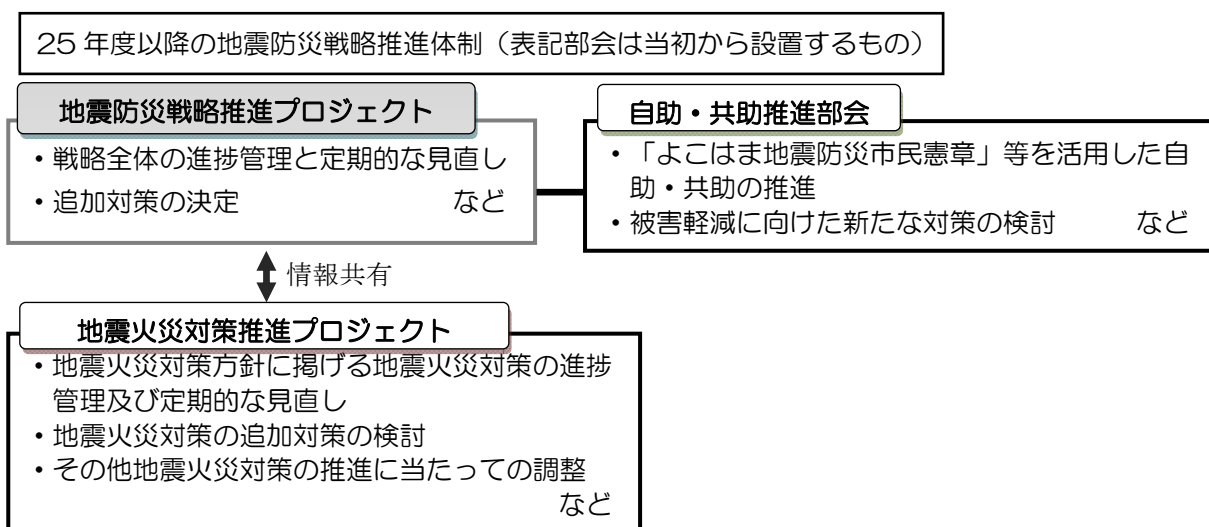
想定被害の発生原因を抽出し、それぞれの原因に対し減災効果の高い対策を重点的に推進することとします。また、対策の着実な進捗を図るため、可能な限り各対策の数値目標を定め、減災効果を求めることとします。

なお、数値目標の設定や減災効果の試算が困難な対策であっても、一定の効果が見込める対策については、定性的な目標を設定して推進を図ることとします。

2 定期的な見直しと推進組織

各施策の進捗状況を踏まえ、おおむね 3 年ごとに見直しを実施します。見直しにあたっては、戦略推進プロジェクトにおいて年度ごとに目標の達成度を確認し、目標の修正や対策の追加など、必要に応じて修正を加えます。また、見直した結果については、おおむね 3 年ごとに地震防災戦略改訂版を作成し公表します。

なお、減災目標の着実な進捗を図るため、戦略の進捗管理と追加対策を検討・決定するための戦略推進プロジェクトの基には、特に重点的に推進していく対策について検討する部会を設置します。

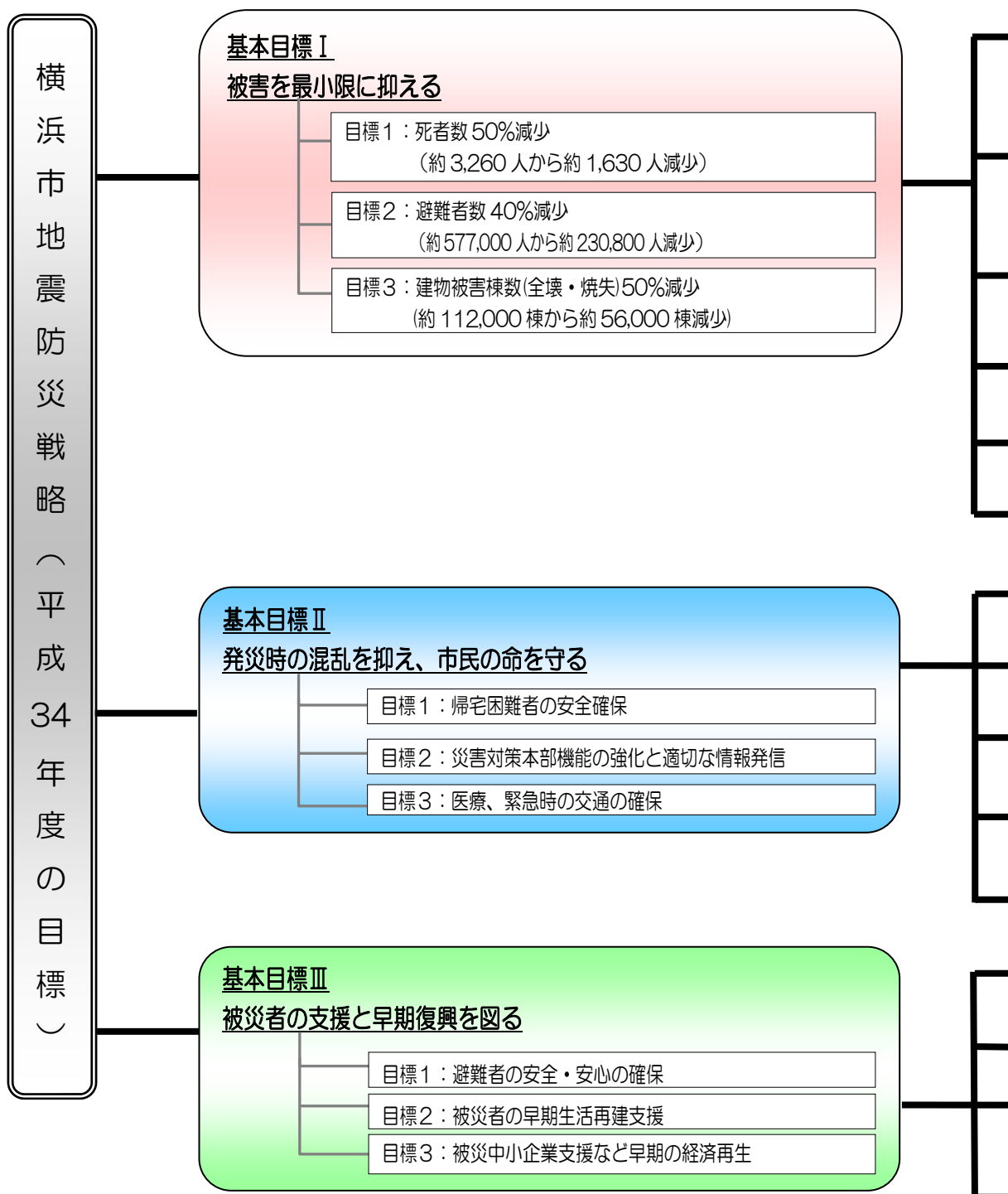


※H26.3 地震火災対策方針策定により、
H26.4 木造住宅密集市街地被害軽減
部会から移行

3 減災目標と目標を達成するための施策と行動計画

各種対策を実施するなかで、被災数を限りなくゼロに近づけることを目指しますが、10年後の平成34年度における減災目標については、実現可能性などを考慮し、3つの基本目標と9つの目標として定め、それぞれの目標達成のための施策及び行動計画を設定します。

なお、国や県などの地震防災戦略における死者数や避難者数等に関する目標に加え、基礎自治体である本市では「発災時の混乱を抑え、市民の皆様の命を守る」ことや、「被災者の支援と早期復興を図る」ことについても目標として定め、取組を進めていきます。



4 体系図～減災目標・施策・行動計画

<重点施策>

- (1) 死者発生 の主な原因である建物倒壊及び火災延焼の防止に重点的に取り組みます。
- (2) 被害軽減には自助・共助が欠かせないため、市民及び地域の防災力向上に取り組みます。
- (3) 救急、物資輸送を支える道路ネットワークの構築や、災害時医療体制の強化を図ります。
- (4) 避難生活が長期に亘った東日本大震災の教訓を踏まえ、地域防災拠点の充実・強化を進めます。



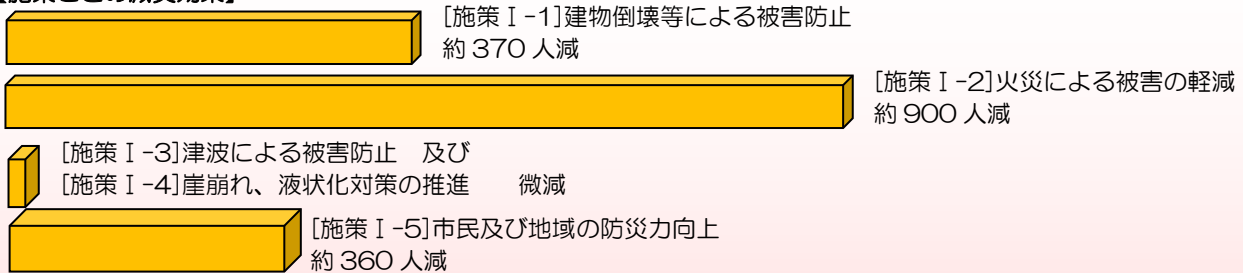
Ⅲ 減災目標・施策・行動計画

基本目標Ⅰ（減災目標）：被害を最小限に抑える

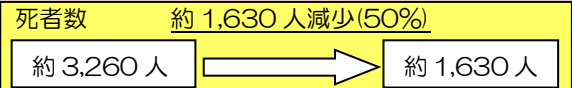
- ◆平成34年度を目標年次として、死者数、建物被害棟数の50%減少と避難者数の40%減少に向け、建物の耐震化を着実に進めるとともに、新たな被害想定で増加した火災被害の軽減に向けた取組を拡充します。
- ◆「よこはま地震防災市民憲章」に基づき、自助・共助の取組を拡充します。

目標1：死者数50%減少

【施策ごとの減災効果】

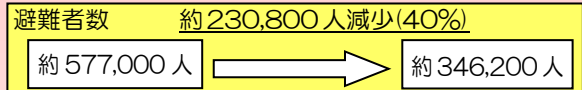
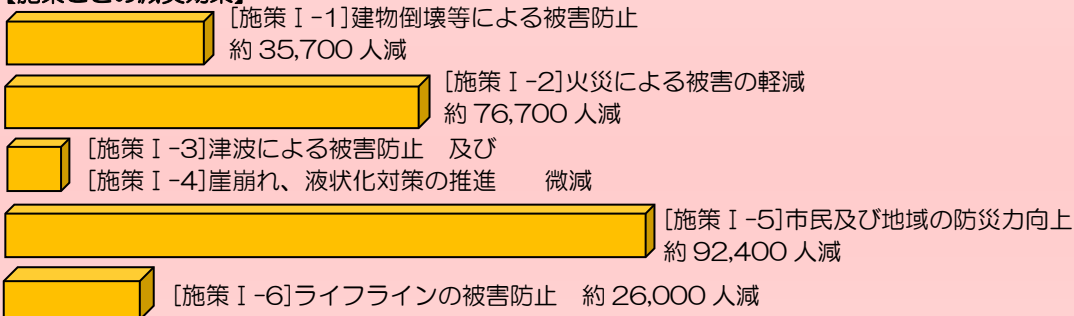


<参考> [慶長型地震による津波の死者数 約400人減]



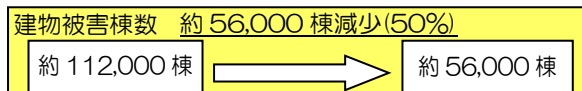
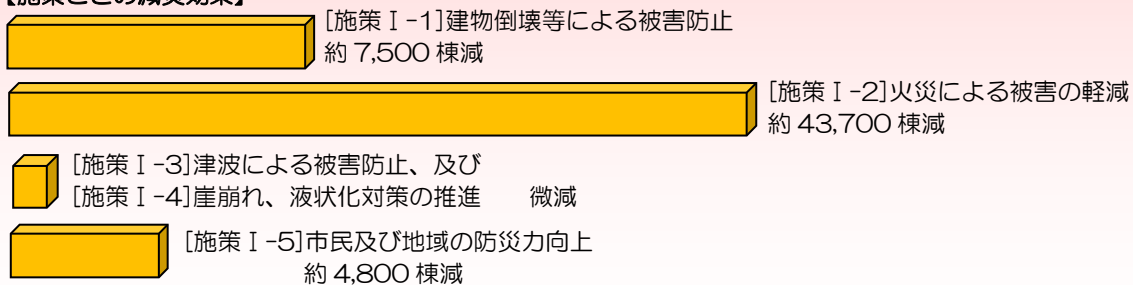
目標2：避難者数40%減少

【施策ごとの減災効果】



目標3：建物被害棟数(全壊・焼失)50%減少

【施策ごとの減災効果】



施策 I - 1 建物倒壊等による被害防止（重点施策）

【 施 策 方 針 】

横浜市内の建物の耐震化を推進し、平成 23 年度末時点の住宅の耐震化率 85%を、今後 10 年間で耐震化率 95%まで上げることを目指します。

このため、建物の耐震改修のみならず、木造住宅密集市街地における建替え促進を検討します。また、家屋における家具の転倒、市有施設における天井の崩落等による被害を防ぐため、家具転倒防止器具の設置補助をはじめとした各種事業を行います。

【 行 動 計 画 】

【行動計画 1】民間建築物の耐震化

- ・ 特定建築物、木造住宅、分譲マンションについて、耐震改修費用の一部を補助します。
- ・ 民間の児童福祉施設、障害者福祉施設について、耐震改修費用の一部を補助します。
- ・ 耐震改修促進計画の見直しを実施します。
- ・ 民間建築物の建替を促進するための新たな対策の検討を行います。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> ■ 住宅の耐震化率：85% → 95%（～平成 34 年度） ■ 【31 修正】耐震対策がとられていない放課後児童クラブの移転：92 箇所（～平成 31 年度）《当初：30 箇所（～平成 27 年度）》 ■ 【31 修正】耐震対策がとられていない民間児童福祉施設の耐震化：4 施設（～平成 34 年度）《当初：～平成 29 年度》 ■ 【完了】耐震対策がとられていない民間障害者施設耐震対策：4 施設（～平成 28 年度） ■ 耐震対策がとられていない民間病院耐震対策：10 施設（～平成 34 年度） ■ 【完了】民間保育所全園の耐震化（～平成 26 年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定建築物耐震改修促進事業（建築局） ・ 木造住宅耐震改修促進事業（建築局） ・ マンション耐震改修促進事業（建築局） ・ 民間児童福祉施設耐震対策事業（こども青少年局） ・ 【完了】民間障害者施設耐震対策事業（健康福祉局） ・ 【完了】民間保育所耐震対策事業（こども青少年局） など

※ 【完了】平成 30 年度末までに目標を達成した事業

※ 【新規】平成 31 年（今回改定時）に地震防災戦略に位置付けた事業

※ 【28 追加】平成 28 年（前回改定時）に地震防災戦略に位置付けた事業

※ 【31 修正】平成 31 年（今回改定時）に目標を修正した事業

※ 【28 修正】平成 28 年（前回改定時）に目標を修正した事業

《》で囲まれた明朝体文字：当初目標等の注記

※ コラム、写真については、策定当初のものです。

【行動計画 2】 公共建築物の耐震化

- ・区庁舎（消防署）や病院等を対象として、耐震改修・建替・移転等を促進します。
- ・横浜市営住宅をはじめ、横浜市が所有する施設の中で、耐震化が必要な施設について順次耐震対策を実施していきます。
- ・昭和 56 年 6 月の建築基準法改正前に建築された校舎の耐震診断を引き続き実施すると共に、耐震診断調査の結果、補強対策が必要とされた校舎について、年次計画に基づき耐震補強工事を実施します。

10 年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> ■【完了】耐震対策がとられていない区庁舎の耐震化・再整備：耐震化 3 区・再整備 3 区（～平成 27 年度） ■【完了】耐震対策がとられていない市営住宅の耐震化：12 棟（～平成 25 年度） ■【完了】市立学校の耐震対策：全学校（～平成 27 年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・【完了】区庁舎等の耐震・再整備事業（市民局） ・【完了】市営住宅耐震対策事業（建築局） ・【完了】市立学校耐震対策事業（教育委員会事務局） など

【行動計画 3】 落下・転倒による負傷等の防止

- ・家具転倒防止器具を自力で取り付けることが困難な高齢者世帯等に対して、建築士を派遣して取り付けを代行し、その費用に対し助成を行います。また昭和 56 年 5 月以前の木造住宅の居住者の方に対しては、防災ベッドや耐震シェルターの設置費用の一部を補助し、被害の軽減を図ります。
- ・東日本大震災では、天井や照明器具等の非構造部材の落下などの被害が発生したことから、学校や区庁舎等における非構造部材の耐震対策を実施します。
- ・外壁・看板等の落下による人的被害の軽減対策を検討します。
- ・ブロック塀等の倒壊による通学路等の安全確保を推進します。

10 年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> ■家具の固定率：58%→75%（～平成 34 年度） ■防災ベッド等の設置推進：年間 20 件（～平成 34 年度） ■【28 追加】既存公共建築物のうち、既存不適格となった市民利用施設等の全ての特定天井を改修（～平成 34 年度） ■【新規】ブロック塀等の安全対策の推進（～平成 34 年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・家具転倒防止対策助成事業（総務局） ・区庁舎等の非構造部材の安全性確保に関する調査（市民局） ・防災ベッド等設置推進事業（建築局） ・外壁・看板等落下対策の検討（建築局） ・【28 追加】横浜市公共建築物天井脱落対策事業（建築局） ・【新規】ブロック塀等の安全対策（建築局、都市整備局） など

施策 I - 2 火災による被害の軽減（重点施策）

【 施 策 方 針 】

平成 24 年 10 月に公表した横浜市地震被害想定において、火災による死者 1,548 人、焼失棟数約 77,700 棟と算出されました。

これを受け、平成 26 年 3 月、「横浜市地震火災対策方針」を策定し、木造住宅密集市街地など地震による火災の延焼被害が大きい地域を中心に、ハード対策（建物の不燃化や延焼遮断帯の形成など）とソフト対策（出火防止対策や初期消火対策など）の両輪で火災対策を推進します。

【 行 動 計 画 】

【行動計画 4】火災に強い都市空間の形成

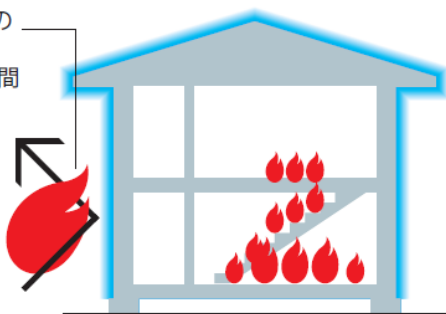
- ・ 25 年度に策定した横浜市地震火災対策方針に基づき、26 年度に「横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例」を制定し、27 年度より「条例に基づく防火規制」と連動し、老朽建築物の除却や耐火性の高い建築物の新築を促進するとともに、引き続き地域による防災まちづくり活動を支援し、狭あい道路の拡幅整備、広場・公園整備等を実施し、災害に強いまちづくりを進めます。
- ・ 延焼被害が大きいと想定される地域について、道路・公園事業や市街地開発事業による再整備、防火・消火施策、空き家対策等を実施します。

10 年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> ■ 街区公園、近隣公園の整備（～平成 34 年度） ■ 【31 修正】地域の拠点となる駅周辺の再整備：15 地区（～平成 34 年度）《当初：8 地区》 ■ 【28 追加】耐火性の高い建築物の建築件数：5,700 件（～平成 34 年度） ■ 【28 追加】延焼遮断帯の形成の推進（～平成 34 年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狭あい道路の重点整備促進（建築局） ・ 身近な公園の整備（環境創造局） ・ 地域の拠点となる駅周辺の再整備（都市整備局） ・ 【完了】木造住宅密集市街地等の対策の検討調査（政策局） ・ 【完了】いえ・みち まち改善事業（都市整備局） ・ 【28 追加】まちの不燃化推進事業（都市整備局）《上記事業の後継事業》 ・ 【28 追加】「横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例」に基づく建築物の不燃化の促進（都市整備局・建築局） ・ 【28 追加】地震火災対策重点路線に位置付けられた都市計画道路の整備（道路局） <p style="text-align: right;">など</p>

木造2階建て住宅の例

防火構造の建築物

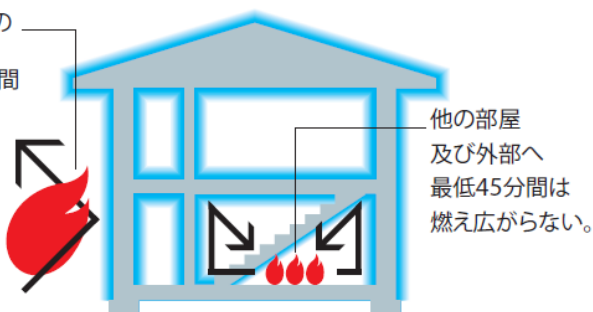
外部からの火を最低30分間防ぐ。



「新たな建築ルール」の導入

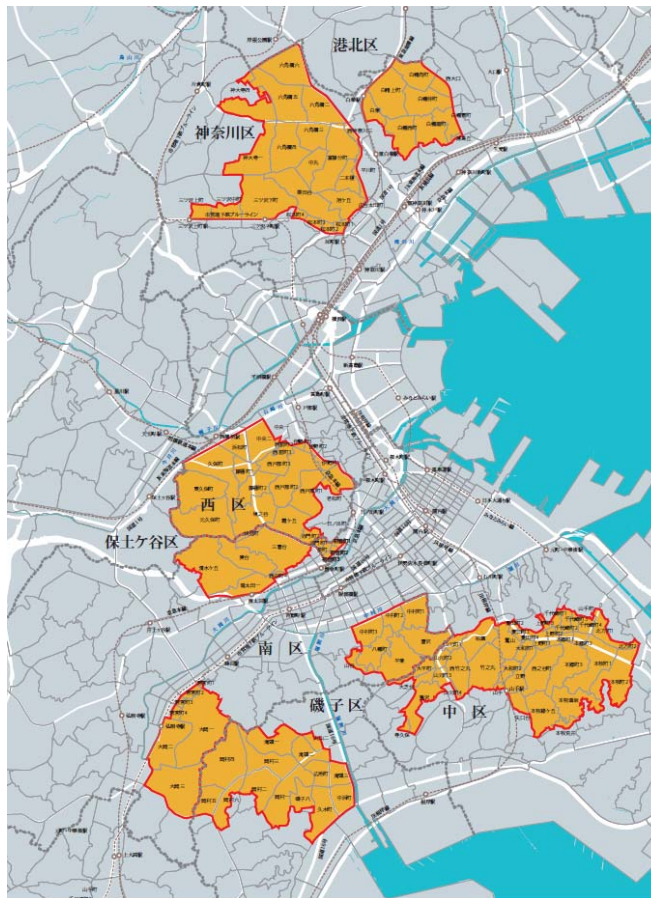
準耐火建築物

外部からの火を最低45分間防ぐ。



他の部屋及び外部へ最低45分間は燃え広がらない。

【新たな建築ルールの例】



【不燃化推進地域】

【行動計画 5】 出火防止に向けた取組

- 地震発生時に自動的に個別の住宅への電気供給を遮断する感震ブレーカーや、家具類の転倒防止器具の設置、また防災製品等への買い替えについて広く普及啓発すると共に、木造住宅密集市街地等への具体的支援を行うことで、出火率を低下させ火災被害の軽減を図ります。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> ■感震ブレーカーの設置率：0%→10%（～平成 34 年度） ■家具の固定率：58%→75%（～平成 34 年度）《再掲》 	<ul style="list-style-type: none"> ・感震ブレーカーの設置（総務局） ・家具転倒防止対策助成事業（総務局）《再掲》 ・震災時出火防止意識啓発事業（消防局） <p style="text-align: right;">など</p>

【行動計画 6】地域の消火能力の向上

- ・370 件の炎上出火により、約 77,700 棟が焼失する被害を軽減するために、早期に地域住民が初期消火を実施できるよう初期消火器具及び軽可搬式ポンプの設置や、初期消火訓練の実施、風呂水の貯め置きなどの意識啓発を行い、住民の初期消火能力の向上を図ります。

10 年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> ■【28 修正】初期消火器具等設置補助：700 基（～平成 34 年度）《当初:200 基》 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火器具等設置補助事業（消防局） ・初期消火器具等設置普及事業（消防局・総務局） <p style="text-align: right;">など</p>

【行動計画 7】公設消防力の向上

- ・木造住宅密集地域における消火栓使用不能時の対策として、遠距離送水資機材、低水位ストレーナー及び防火水槽を整備します。
- ・消防団各班に配備している可搬式小型ポンプを順次更新・整備するとともに、ポンプ性能の向上について検討を行います。
- ・「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の制定を踏まえ、消防団員確保の取組を一層推進するとともに、消防団員に対する震災時の役割や活動に係る教育を充実強化し、消防団員の震災対応能力の向上や地域への防災指導力の強化を図ります。
- ・木造住宅密集地域における延焼火災対策として、ミニ消防車を増強し、消防力の強化を図ります。
- ・消防団の消火用資機材を強化整備し、小型ポンプ積載車 1 台あたりの放水能力の向上を図ります。

10 年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> ■【完了】遠距離送水用資機材配備：7 消防署（～平成 28 年度） ■【完了】低水位ストレーナーの配備：鶴見水上消防出張所を除く 95 消防署所及び横浜市民防災センターへ各 1 基配備（～平成 28 年度） ■【完了】救助用資機材の配置：全ての特別救助隊（18 隊）（～平成 28 年度） ■可搬式小型ポンプの整備：270 台（～平成 34 年度） ■【完了】消防団員の定数確保（～平成 34 年度） ■【完了】ミニ消防車が必要な消防署所への配備（～平成 27 年度） ■【完了】消火用資機材配備：木造密集地域等を受け持つ消防団への消火用資機材の配備（～平成 28 年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・【完了】遠距離送水資機材の整備（消防局） ・【完了】消防団の資機材整備（消防局） ・防火水槽整備事業（消防局） ・非常用消防自動車の確保（消防局） ・【完了】消防団員の確保事業（消防局） ・【完了】ミニ消防車の増車（消防局） <p style="text-align: right;">など</p>

施策 I - 3 津波による被害防止

【 施 策 方 針 】

神奈川県が設置した「津波浸水予測検討部会」において決定した津波の設計水位を踏まえ、港湾区域、漁港区域、河川区域のそれぞれにおいて、対策が必要な地区における適切な防護手法を検討し、津波防護施設の整備・改修を実施します。

また、市民の皆様の「より早く、より高い場所への避難」を可能とするために、地域ごとの津波避難計画の策定、津波避難訓練の実施、また津波避難施設の指定等を行います。

【 行 動 計 画 】

【行動計画 8】津波防護施設の整備・改修

- ・港湾区域及び漁港区域においては、防護手法や施設の整備・改修の必要性について検討を行った上で、津波防護施設の整備計画案を作成し、神奈川県が策定する海岸保全基本計画に新たに位置付けていきます。その後、津波防護施設の整備・改修を順次実施していきます。
- ・海岸保全基本計画と整合を図り、横浜市管理の河川施設（護岸等）の津波や地震対策を推進します。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none">■【完了】港湾区域及び漁港区域における海岸保全基本計画の策定（～平成 26 年度）■港湾区域及び漁港区域における津波防護施設の整備・改修（～平成 34 年度）	<ul style="list-style-type: none">・【完了】津波防護施設の整備・改修に向けた海岸保全基本計画の策定（港湾局・環境創造局）・津波防護施設の整備・改修（港湾局・環境創造局・道路局） <p style="text-align: right;">など</p>

【行動計画 9】津波襲来時の施設機能の維持・浸水対策

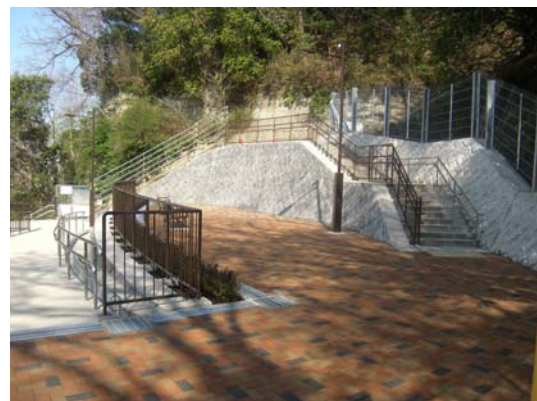
- ・臨海部に位置する水再生センター等では、津波で浸水することにより処理等に影響が出る施設について、開口部を塞ぐことや、設備更新に合わせて電源設備等を地上に移設するなど、浸水防止を図ります。
- ・地震の際に津波浸水の恐れがあるとされたみなと赤十字病院について、災害拠点病院としての医療機能の維持を図るため、エネルギーセンターのシャッター部への防潮板の設置等の対策を講じます。
- ・地震の際に津波浸水が想定される鶴見・神奈川・中・磯子の4区庁舎について、浸水時にも非常用発電機が機能するよう対策を行います。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> ■臨海部の水再生センター等の津波浸水対策（～平成34年度） ■【完了】みなと赤十字病院の防潮板の設置等（～平成25年度） ■【完了】浸水が予測される区庁舎における非常用電源確保：4箇所（～平成25年度） ■【31修正】沿岸部の焼却工場の津波浸水対策（～平成34年度）《28追加：焼却工場への水密扉及び止水板の設置》 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の津波対策（環境創造局） ・【完了】みなと赤十字病院の防潮板の設置等（医療局病院経営本部） ・【完了】区庁舎の非常用電源確保事業（市民局） ・【28追加】焼却工場の津波浸水対策事業（資源循環局） <p style="text-align: right;">など</p>

【津波避難施設（金沢区野島公園内）】



施設全景



避難広場

【行動計画 10】津波避難・救助対策の実施

- ・横浜市内の地域ごとの津波避難計画、ハザードマップを作成します。
- ・横浜港内の各ふ頭を含む沿岸地域において、円滑な津波避難を実現するため、津波避難施設を追加指定するとともに、津波避難訓練を実施します。
- ・市民や観光客等が、今いる場所からどこへ避難すべきかを認識し、迅速・的確な避難行動を促すための「津波避難情報板」を増設する他、日頃から津波のリスクを認識し、いざというときに円滑な避難行動がとれるよう、人が行き交う交差点等への「海拔標示」の設置を拡充します。
- ・津波避難施設の設置に向けた検討・設計・工事を行います。
- ・津波による浸水被害の恐れがある地域防災拠点について、市立中学校や高校などを代替拠点として指定し、避難場所を確保するとともに、備蓄品を配備します。
- ・万一、津波の発生時にトンネル内で列車が停止した場合でも、より迅速に乗客を地上へ避難誘導するため、浸水区域内の換気所施設を活用し、地下から地上への避難階段を2箇所（沢渡、花咲）整備します。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> ■津波避難情報板設置箇所拡充：50箇所（～平成34年度） ■【完了】金沢区における津波避難施設の設置：2箇所（～平成26年度） ■【完了】水難・流水救助資機材の配備：浸水予想区域を受け持つ全消防署所（～平成34年度） ■【完了】地下鉄から地上への避難階段の設置：2箇所（～平成25年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波避難情報板の設置（総務局） ・【完了】海拔標示の設置（総務局） ・津波避難施設の追加指定（総務局・港湾局） ・【完了】津波避難施設の設置（総務局） ・津波避難訓練の実施（総務局・港湾局） ・津波代替拠点の指定（総務局） ・【完了】津波被害者救助体制強化事業（消防局） ・【完了】地下鉄からの新たな避難口の整備（交通局） など

施策 I - 4 崖崩れ、液状化対策の推進

【 施 策 方 針 】

崖崩れ災害の発生に備え、崖地の土地所有者等が行う崖地の改善工事の助成や、神奈川県と連携した急傾斜地崩壊対策事業の推進により、市内の崖地対策工事の促進に努めます。

また、液状化現象の発生が予測されるエリアなどを市民に周知するための取組を進めます。

【 行 動 計 画 】

【行動計画 1 1】 崖地等の安全対策の推進

・崖地の改善のために、崖地の土地所有者等が行う防災・減災対策工事の工事費助成や、急傾斜地崩壊危険区域における県施工の崩壊対策工事に対する工事費の一部負担等を行い、崖地の安全対策を推進します。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> ■ 崖地防災対策工事助成金制度件数：年間 25 件（～平成 34 年度） ■ 急傾斜地崩壊対策工事件数：年間 60 件（～平成 34 年度） ■ 【新規】大規模盛土造成地の安全性に関する詳細調査の実施・対応策の検討（～平成 34 年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 崖地防災対策事業（建築局） ・ 急傾斜地崩壊対策事業（建築局） ・ 【新規】大規模盛土造成地の耐震化の推進（大規模盛土造成地滑動崩落防止事業、宅地造成状況調査費）（建築局） <p style="text-align: right;">など</p>

【行動計画 1 2】 液状化対策の推進

・液状化現象の発生が予測されるエリアをはじめとする最新の被害想定や各種ハザードマップなど、市民の皆様が自助・共助に取り組むにあたり必要な情報を掲載したパンフレットを作成し、全戸配布します。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> ■ 【完了】液状化が予測されるエリア等の市域全体への周知（～平成 25 年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【完了】各種ハザードマップ等を掲載した減災パンフレットの全戸配布（総務局） <p style="text-align: right;">など</p>

施策 I - 5 市民及び地域の防災力向上（重点施策）

【 施 策 方 針 】

自助・共助の取組を最大限に活かし、市民の皆様や地域における防災力の強化を図るため、地域の防災活動への支援、防災教育の充実、企業との連携、食糧や飲料水、トイレパック等の備蓄促進等を行います。

また、災害時要援護者名簿作成、地域の自主的な支えあいの取組への支援等を通じて、災害時要援護者の方々への支援の充実を図ります。

【 行 動 計 画 】

【行動計画 1 3】市民及び地域の防災力強化に向けた取組

- ・自治会町内会等により組織されている、町の防災組織において、自助・共助の大切さを理解し、率先して減災に向けた取組を行える人材を新たに「防災・減災推進員」として育成を図ります。また、家庭防災員や防災ライセンス取得者等、これまでの地域防災における人材育成事業を着実に進めます。
- ・自助・共助を推進する中核施設として、平成 28 年 4 月にリニューアルオープンした「横浜市民防災センター」を活用し、市民、地域、事業所等に対する防災・減災行動の普及啓発を一層推進します。
- ・男女共同参画の視点で地域防災の課題を考えていくための学習会・研修を実施します。また、「横浜市民防災センター」において研修を実施します。
- ・自治会町内会等により組織されている「町の防災組織」が行う自主防災活動や、各区の地域防災拠点運営委員会が実施する研修・広報・訓練などに対して補助金等を交付し、地域の防災活動を支援します。
- ・市民の防災活動の拠点となる自治会町内会館について、耐震化のための建替え・改修等に対して助成します。
- ・防災教育については、学校教育との連携などにより、地震に対し「どう準備し、どう行動すべきか」について幼少期から学ぶ機会を設けるほか、児童生徒の防災意識の向上のための啓発リーフレットを作成します。
- ・「学校安全教育推進校」を指定（4 方面の小・中学校、計 12 校）し、学校の実情に応じた取組を行うとともに、「横浜市防災教育の指針・指導資料」の活用促進と、学校安全に係る活動のより一層の充実化を図るため、担当者研修会（年 3 回程度）を開催します。
- ・家庭内備蓄の重要性について市民啓発し、市民自らが水や食糧だけでなくトイレパック等の備蓄を行うよう取り組みます。
- ・「減災行動普及啓発」を推進するために、市民が減災行動を習得できる市内唯一の「体験型施設」として横浜市民防災センターを再整備します。
- ・防災計画に位置付けのある公園が、災害時に市民の生命や安全を守るための機能が発揮できるよう、点検や必要な改修を実施します。また、公園の防災機能を強化できるよう、防災に資する施設の導入を図ります。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> ■自治会町内会館耐震化のための建替え等：100件（～平成34年度） ■【31修正】災害用地下給水タンクが設置されている全ての地域防災拠点等での応急給水訓練：実施率100%（～平成31年度）《当初：～平成27年度》 ■防災機能を備えた公園整備：2箇所（～平成34年度） ■防災計画に位置付けのある公園の点検・改修（～平成34年度） ■【完了】横浜市民防災センター再整備（～平成26年度） ■【28追加】防災・減災推進員の育成：3,000名（～平成34年度） ■【31修正】横浜市民防災センター自助共助プログラム修了者数：5か年250,000人（～平成34年度）《28追加：横浜市民防災センター年間来場者数：100,000人》 	<ul style="list-style-type: none"> ・「町の防災組織」活動支援事業（総務局） ・自治会町内会館の耐震化整備助成事業（市民局） ・市民や企業等における1人3日分で9リットルの飲料水の備蓄啓発（水道局） ・災害用地下給水タンクの応急給水訓練（水道局） ・防災教育推進事業（教育委員会事務局） ・【完了】各種ハザードマップ等を掲載した減災パンフレットの全戸配布（総務局）《再掲》 ・公園の防災機能確保・防災施設拡充（環境創造局） ・土地利用転換などの機会を捉えた公園の整備（環境創造局） ・トイレパックの使用方法、備蓄啓発（資源循環局） ・【完了】横浜市民防災センターの再整備（消防局） ・【28追加】地域の防災担い手育成事業（総務局） ・【28追加】横浜市民防災センターにおける防災教育の充実（消防局） <p style="text-align: right;">など</p>

【行動計画14】災害時要援護者避難支援の推進	
<p>・災害時における自力避難が困難な要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動が円滑に行われるよう、「同意方式」及び「情報共有方式」による災害時要援護者名簿の提供をはじめ、災害に備えた日頃からの地域での自主的な支えあいの取組を支援します。</p>	
10年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> ■市内全域での災害時要援護者支援の取組の推進（～34年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者支援事業（災害時要援護者名簿の作成、地域の自主的な支えあいの取組への支援）（健康福祉局） <p style="text-align: right;">など</p>

「町の防災組織」の活動支援事業



【防災・減災推進研修】



【事例発表会】

パンフレットの発行

減災パンフレット「わが家の地震対策」・・・ご家庭や地域で日頃から備えておくべきことをまとめたパンフレットです。

ヨコハマの『減災』アイデア集・・・・・・・・町の防災組織の活動の参考となるような事例をとりまとめ、今後の活動の参考としていただくための事例集です。

ハマの防災情報ガイド・・・・・・・・災害時の情報収集・伝達に関する基本的な事項などをまとめたパンフレットです。



【わが家の地震対策】



【ヨコハマの『減災』アイデア集】



【ハマの防災情報ガイド】

施策 I - 6 ライフラインの被害防止

【 施 策 方 針 】

水道、下水道など、日常生活や経済活動を支える都市基盤施設の被害は、災害対応活動に支障を及ぼすだけでなく、その後の復旧・復興にも影響を与えかねません。そのため、横浜市の所管するライフライン施設について、耐震化を実施します。特に、市民の生活に欠かせない上下水道について重点的に対策を実施します。

【 行 動 計 画 】

【行動計画 15】ライフライン施設の耐震化

<上水道施設の耐震化等>

- ・浄水場、配水池等の基幹施設や配水管を耐震化し、安定給水を確保します。
- ・浄水場間及び配水ブロック間を結ぶ送・配水管を「環状ネットワーク」として整備し、緊急時のバックアップの強化を図ります。

<下水道施設の耐震化・老朽化施設の更新>

- ・下水道施設の計画的な改築(更新)等を進め、施設の機能維持に努めることで、施設の健全度を確保し、地震時の被害の軽減を図ります。
- ・緊急輸送路下に敷設している下水道(マンホール)の浮上防止対策を進めることで、災害応急対策に必要な物資・資機材・要員等を輸送する交通機能を確保します。
- ・管きよの被害が予想される地域防災拠点や、その他防災上必要な施設における流末の枝線管きよの耐震化、幹線の耐震化、水処理・汚泥処理施設等の耐震化を着実に進めます。

10年後の目標	主な事業(主管する局)
<ul style="list-style-type: none"> ■送・配水管の耐震化率：15%→31%(平成22年度～平成34年度) ■【31修正】基幹管路(導・送・配水本管)の耐震適合率：61%→68%(平成22年度～平成31年度)《当初：61%→67%(～平成27年度)》 ■【31修正】配水池等の耐震化率：59%→96%(平成22年度～平成31年度)《当初：59%→93%(～平成27年度)》 ■【完了】環状ネットワークの整備率：96%→100%(平成22年度～平成27年度) ■【完了】配水池への非常用自家発電設備の設置：5箇所(平成22年度～平成27年度) ■11水再生センター・2汚泥資源化センター等の改築(更新)等(～平成34年度) ■下水道管きよ更新区域(主に昭和45年以前に下水道が整備された区域)の整備率：23%→52%(～平成34年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・送・配水管、基幹施設の耐震化(水道局) ・【完了】送・配水ネットワークの強化(水道局) ・下水道施設の老朽化対策、耐震化(管きよ・水再生センター等)(環境創造局) <p style="text-align: right;">など</p>

基本目標Ⅱ：発災時の混乱を抑え、市民の命を守る

- ◆発災時の混乱や交通寸断などによる応急対策への支障を防ぐため、災害対策本部の機能強化や救急・物資輸送を支える道路ネットワークの構築及び機能維持を図るとともに、災害時医療体制を強化します。
- ◆企業や学校等による従業員、生徒等の施設内待機の徹底のほか、徒歩帰宅者への支援を実施します。

目標1：帰宅困難者の安全確保



〈戸塚駅周辺帰宅困難者対応訓練〉

企業や学校による従業員、生徒等の施設内待機の徹底や受入体制の充実により帰宅困難者の発生を抑制するとともに、徒歩帰宅者の安全確保や帰宅支援を進めます。

目標2：災害対策本部の機能の強化と適切な情報発信



〈市災害対策本部運営訓練〉

災害時に応急活動を迅速に行えるよう、市・区の災害対策本部の機能強化を図ります。

災害時に適切な情報発信を行うため防災行政用無線の整備や各種情報システムの適切な管理運用を行います。

目標3：医療や緊急時の交通の確保



〈緊急輸送路等の整備（宮内新横浜線）〉

災害時に円滑な医療救護活動を行うため、医療機関の機能維持対策や医薬品等の備蓄を進めます。

災害時の応急活動や物資輸送を支える道路ネットワークを構築するため、道路、港湾施設の整備・機能維持対策を進めます。

施策Ⅱ－１ 帰宅困難者の発生抑制と支援

【 施 策 方 針 】

企業や学校による従業員、学生等の施設内待機の徹底や受入体制の充実により帰宅困難者の発生を抑制するとともに、徒歩帰宅者の安全確保や帰宅支援を進めます。

【 行 動 計 画 】

【行動計画 16】 帰宅困難者対策の充実

- ・事業所等における従業員の施設内待機やそのための備蓄の推進、家族等との安否確認手段の確保など、個人や事業所が取り組むべき基本的事項を定めた「一斉帰宅抑制の基本方針」を周知し、この趣旨に賛同を得られた事業者等については、本市ホームページ等で『「一斉帰宅抑制の基本方針」賛同事業者』として広く PR するなど、広報等を通じて取組を推進します。
- ・地震発生時の帰宅困難者マニュアルの作成や、各種広報媒体に帰宅困難者対策について掲載することにより、事業者及び市民に対しての啓発を実施します。
- ・帰宅困難者の安全確保と災害関連情報等を提供するための「帰宅困難者一時滞在施設」の拡充や駅コンコース等での受入れ体制について推進します。
- ・帰宅困難者用の物資を、一時滞在施設や帰宅困難者用備蓄庫、消防出張所等に分散備蓄することで迅速な配布を図ります。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
■【28 修正】私用（買い物他）による帰宅困難者の受入れ体制の充実：約3.6万人分→約6.7万人分（～平成34年度）《当初：約5.7万人分》	・帰宅困難者一時滞在施設の指定、物資の備蓄（総務局） ・『「一斉帰宅抑制の基本方針」賛同事業者」の拡充（総務局） ・鉄道事業者等との連携強化（総務局） など

【行動計画17】外出者の帰宅支援

- ・多数の徒歩帰宅者の通過が想定される地区において十分な支援を行えるよう体制を整備します。また、九都県市で連携し、支援ステーション（水、トイレ、災害関連情報の提供等）としての協定を事業者と締結します。
- ・駅周辺の一時滞在施設や帰宅支援ステーションを掲載した徒歩帰宅支援マップの定期的な更新や、大地震発生時の帰宅困難者マニュアルの作成、各種広報媒体の活用などにより、事業者及び市民に対して啓発を実施します。
- ・災害時要援護者や遠方からの観光客等については、国や都県、近隣自治体と連携してバス・船舶等の振替輸送手段を確保し、自宅方面へ搬送する必要がある、今後、「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」において、代替輸送を行う際の課題の整理や検討を進めます。

10年後の目標

- 【31修正】徒歩帰宅者支援：8区で実施（～平成34年度）《当初：4区（～平成28年度）》
- 【31修正】バス・船舶等の振替輸送手段の確保（～平成34年度）《当初：～平成29年度》

主な事業（主管する局）

- ・帰宅支援ステーションの拡充（総務局）
- ・安全な徒歩帰宅の啓発（総務局）
- ・徒歩帰宅者支援事業（総務局）
- ・帰宅困難者抑制事業（総務局）
- ・バス・船舶等の振替輸送手段の確保に向けた国や都県、近隣自治体との連携・体制整備の検討・調整（総務局）

など

◎帰宅困難者対策の充実

- ・災害時一時帰宅の抑制パンフレット
帰宅困難者を減らすために、企業にお願いしたいことをまとめたパンフレットを作成しています。



【災害時一時帰宅の抑制パンフレット】

- ・災害時帰宅困難者ステーション

次のステッカーが貼ってあるところが目印です。水、トイレ、災害関連情報の提供等が受けられます。



【コンビニ】



【ガソリンスタンド】

施策Ⅱ－２ 災害対策本部機能の強化

【 施 策 方 針 】

災害時に、応急活動を迅速に行えるよう、区庁舎等の耐震化や非常用電源の確保対策を推進するとともに、市本部の初動体制の強化等、災害対策本部機能を強化します。

また、各種防災関連システムの更新・改修等、災害対策本部等における情報通信体制を強化します。

【 行 動 計 画 】

【行動計画 18】 災害対策本部機能の強化

- ・災害時に、区災害対策本部としての機能を発揮するための区庁舎（消防署）の耐震補強、再整備や、危機管理センターにおける夜間・休日の配備体制の見直しによる初動体制の強化を図ることにより、発災時の円滑な本部運営を目指します。
- ・地震の際に津波浸水が想定されている区庁舎における非常用電源機能確保の対策や、災害応急対策を円滑に行うための全庁的な燃料確保・供給・搬送体制の構築を図ります。
- ・横浜市防災計画の修正に伴い、非常時優先業務部分等各所の修正を行い、防災計画との整合性を図ります。
- ・大規模災害時に消火・救助などの初期対応の中核となる消防本部機能の強化に向けた取組を進めます。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> ■【完了】耐震対策がとられていない区庁舎の耐震化・再整備：耐震化3区・再整備3区（～平成27年度）《再掲》 ■【31修正】災害時における全庁的な燃料確保・供給・搬送体制の構築（～平成34年度）《当初：～平成26年度》 ■【完了】業務継続計画（BCP）の修正（～平成26年度） ■【28追加】消防本部庁舎整備（～平成34年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市本部の初動体制の強化（総務局） ・災害時における新たな燃料供給・搬送体制の構築（総務局） ・【完了】区庁舎等の耐震・再整備事業（市民局）《再掲》 ・【完了】区庁舎の非常用電源確保事業（市民局）《再掲》 ・【完了】業務継続計画（BCP）【地震編】の修正（総務局） ・【28追加】消防本部庁舎整備事業（消防局） <p style="text-align: right;">など</p>

【行動計画 19】 災害対策本部等における情報通信体制の強化

- ・危機管理システム、土木防災情報システム、防災情報Eメールシステムなどの各種防災関連システムについての適切な管理・運用や、大規模災害に備えるための災害情報画像伝送システムの更新、消防指令システムの機能の向上を図ります。
- ・防災行政用無線や消防・救急デジタル無線などの整備などにより、関係機関との連絡手段の確保を図ります。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> ■【完了】消防・救急デジタル無線の整備（～平成 28 年度） ■【完了】災害情報画像伝送システムの更新（～平成 26 年度） ■【完了】消防指令システムの改修（～平成 26 年度） ■【新規】高速通信衛星電話の整備（～平成 34 年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・【完了】消防・救急デジタル無線整備事業（消防局） ・【完了】災害情報画像伝送システム更新事業（消防局） ・【完了】消防指令システム震災対策機能改修（消防局） ・【新規】市役所・区役所及び医療関係機関等への高速通信衛星電話の整備（医療局） <p style="text-align: right;">など</p>

施策Ⅱ－３ 市民への適切な情報発信

【 施 策 方 針 】

災害発生時、市民の皆様等から寄せられる被害状況や、応急対策状況に関する問合せに適切に対応するためのコールセンターの準備や、適切な情報発信を行うための臨時災害放送局開設に向けた調査・検討を進めます。

【 行 動 計 画 】

【行動計画20】 広報・広聴体制の強化

- ・ 災害時における自治会町内会等の掲示板や地域防災拠点への紙情報の掲出を行います。
- ・ 適切な情報発信を行うため、各種情報受伝達体制の再検討を行います。
- ・ 災害時において、市民からの電話問合せに対応するため、コールセンター機能を確保します。
- ・ 災害時において、コミュニティ FM 放送局を活用した臨時災害放送局を開設する場合に必要な事項及び課題の整理・解決方法などについて、調査・検討を行います。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
■【完了】臨時災害放送局の調査・検討（～平成25年度）	・ 自治会町内会等の掲示板の活用等（市民局） ・ 【完了】臨時災害放送局検討事業（総務局） ・ 【完了】災害時コールセンター機能の確保（市民局） など

施策Ⅱ－４ 災害時医療体制等の強化（重点施策）

【 施 策 方 針 】

医療機関の活動を維持するために、耐震化のほか、自家発電機やMCA無線の配備、医薬品等の備蓄を進めます。

また、救急活動の情報通信技術化や救急相談体制の整備等、災害時の円滑な医療活動体制の確立を目指します。

【 行 動 計 画 】

【行動計画 2 1】 医療機関の機能・設備強化

- ・市民病院の再整備にあたっては、多数患者に対応可能な診療・トリアージスペースなどの整備、免震・制震機能等の確保、災害時医療に精通した医療人材の育成、近接の大規模な避難場所や広域応援活動拠点等と連携した災害対策の強化、災害派遣医療チームの拠点としての役割など、災害医療拠点病院の先導的役割を果たすことができるよう機能向上を図ります。
- ・地震の際に津波浸水の恐れがあるとされたみなと赤十字病院について、災害拠点病院としての医療機能の維持を図るため、エネルギーセンターのシャッター部への防潮板設置等の対策を講じます。《再掲》
- ・各区の医療活動拠点となる休日急患診療所について、3日間程度の活動が可能となる容量を備えた自家発電設備を設置することを目指し、設置に伴う一部補助等を行います。
- ・自院が被災を免れた際に、負傷者の受入れが可能な病院に対し、自家発電設備の機能強化を促すため、購入費用の一部を補助します。
- ・災害時において、負傷者の受入れが可能な病院に対し、MCA無線機の早期設置を促すため、購入費用の一部を補助します。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> ■【完了】災害時に負傷者の受入れが可能な病院における災害医療ネットワークの構築（～平成 26 年度） ■【完了】災害時に受入可能な全ての医療機関へ診療可能を示す「のぼり旗」を配備（～平成 27 年度） ■【完了】休日急患診療所の自家発電機の機能強化：全 18 区（～平成 25 年度） ■【新規】医療関係機関の自家発電機及び病院車両への優先的な給油体制構築（～平成 34 年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・【完了】MCA無線機の配備（医療局） ・【完了】災害時に負傷者の受入れが可能な医療機関に対するのぼり旗の配備（医療局） ・市民病院の再整備（医療局病院経営本部） ・【完了】みなと赤十字病院の防潮板の設置等《再掲》（医療局病院経営本部） ・【完了】災害時に負傷者の受入れが可能な病院や休日急患診療所等の自家発電機の設置補助（医療局） ・【新規】医療関係機関への燃料の安定供給体制の構築（医療局） <p style="text-align: right;">など</p>

【行動計画 2 2】 医薬品等の備蓄及び供給体制の整備

- ・新たな災害時医療・備蓄対策の一つとして、地域の薬局に緊急持ち出し医薬品を配備し、店舗の在庫を回転させて必要量を確保する方式とすることで、使用期限切れ医薬品の発生を抑えます。このほか、休日急患診療所や区役所等にも一部医薬品を備蓄します。
- ・全ての地域防災拠点で、市民の皆様自らが応急手当てを実施できるように応急手当用品（消毒液・包帯・絆創膏等）を配備します。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> ■【完了】薬局等への緊急持ち出し医薬品等の配備（～平成 26 年度） ■【完了】全地域防災拠点への応急手当用品の配備：全拠点（～平成 26 年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・【完了】薬局等への緊急持ち出し医薬品等の配備（医療局） ・【完了】地域防災拠点への応急手当用品の配備（医療局） <p style="text-align: right;">など</p>

【行動計画 2 3】 遺体取扱体制の整備

- ・事前に遺体安置所や市営斎場において必要な物品を確保します。
- ・市営斎場で唯一白灯油で火葬を行っている戸塚斎場について、震災対策として火葬用燃料のガス化を検討します。
- ・遺体の早期身元判明のため、遺体情報について市全体で一元的に情報管理できるよう検討します。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> ■スポーツセンターへの資機材整備（平成 26 年度～平成 34 年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の遺体取扱に係る物品の備蓄（健康福祉局） ・戸塚斎場火葬用燃料のガス化切り替えによる機能強化（健康福祉局） ・警察等との連携強化（健康福祉局） ・遺体情報管理の一元化の検討（総務局） <p style="text-align: right;">など</p>

施策Ⅱ－５ 緊急輸送路等の整備（重点施策）

【 施 策 方 針 】

災害時の応急活動や物資輸送を支える道路ネットワークを構築するため、道路、港湾道路の整備・機能維持対策を進めます。

特に緊急輸送路については、災害時に輸送機能を確保できるように、路面下空洞調査、マンホール浮上り防止対策等を実施します。

また、災害時における市民の生活や市内の経済活動を支えるため、耐震強化岸壁の整備等を進めます。

【 行 動 計 画 】

【行動計画 2 4】 緊急輸送路等の整備

- ・災害時の消火活動や救助活動、緊急物資の輸送機能確保のため、緊急輸送路となる高速道路や18m（4車線相当）以上の幹線道路・港湾道路の整備を進めます。
- ・消防活動や避難等の円滑化に役立つ一般道路の整備や踏切道の立体交差化を進めます。
- ・橋梁の耐震補強や老朽橋の架替え、歩道橋の耐震補強、無電柱化の推進などの緊急輸送路等の地震対策を推進します。
- ・発災時に緊急輸送路等の機能が発揮されるよう、路面下の空洞調査を実施します。
- ・緊急輸送路並びに鉄道等に隣接する市管理河川の河川施設（護岸等）の地震対策を推進します。
- ・緊急輸送路下に敷設している下水道（マンホール）の浮上防止対策等を進め、災害応急対策に必要な物資・資機材・要員等を輸送する交通機能を確保します。《再掲》
- ・災害時に防災上重要な拠点となる区役所や消防署等から緊急輸送路までのアクセス路線の確保のためには、沿道建築物の耐震化が不可欠であることから、啓発や費用の一部補助を行います。《再掲》

10年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> ■【完了】横浜環状北線の完成（～平成 28 年度） ■【31 修正】横浜環状北西線の完成（～平成 32 年度） 《東京 2020 オリンピック・パラリンピックまでの開通を目指す》《当初：～平成 33 年度》 ■横浜環状南線の開通（～平成 32 年度）《開通時期については、土地収用法に基づく手続きによる用地取得等が速やかに完了する場合。》 ■【完了】南本牧ふ頭連絡臨港道路の整備（～平成 28 年度） ■【完了】相模鉄道本線星川～天王町の高架化（～平成 30 年度） ■老朽橋の架替えを除く橋梁の地震対策完了（～平成 34 年度） ■【31 修正】緊急輸送路等優先順位の高い歩道橋 101 橋の耐震補強（～平成 34 年度）《当初：～平成 29 年度》 ■【28 修正】緊急輸送路約 360 km及び緊急輸送路以外の幹線道路約 600 kmの路面下空洞調査（～平成 34 年度）《当初（緊急輸送路を除く幹線道路）：約 520km》 ■緊急輸送路下の下水道（マンホール）の浮上防止対策約 30km（～平成 34 年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜環状道路等の高速道路の整備（道路局） ・18m（4 車線相当）以上の幹線道路の整備（道路局） ・【完了】南本牧ふ頭連絡臨港道路の整備（港湾局） ・防災に役立つ一般道路の整備や踏切道の立体交差化（道路局） ・橋梁の耐震補強、老朽橋の架替え（道路局） ・歩道橋の耐震補強（道路局） ・無電柱化の推進（道路局） ・路面下空洞調査（道路局・港湾局） ・河川施設（護岸等）の地震対策（道路局） ・下水道（マンホール）の浮上防止対策の実施（環境創造局・港湾局） <p style="text-align: right;">など</p>

【行動計画 25】 港湾施設の強化等	
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に緊急物資や復旧資材等の海上輸送拠点としての役割を担う緊急物資等輸送用耐震強化岸壁について、今後 7 バースの整備を順次進めていきます。 ・災害時に横浜港の国際コンテナ物流機能を維持することで、国内の経済活動を支える物流機能維持用耐震強化岸壁について、今後 5 バースの整備を順次進めていきます。 ・災害時において、救援物資・人員の輸送、宿泊施設等の救護拠点としての船舶等の利用、また、漂流物の除去等について事業者との協力体制を引き続き構築していきます。 	
10年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> ■【完了】緊急物資等輸送用耐震強化岸壁（新港 9 号耐震強化岸壁改修）（～平成 28 年度） ■【完了】物流機能維持用耐震強化岸壁（本牧 D 4、南本牧 MC 3 耐震強化岸壁整備）（～平成 26 年度） ■【31 修正】物流機能維持用耐震強化岸壁（南本牧 MC 4 耐震強化岸壁整備）（～平成 31 年度）《当初：～平成 34 年度》 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急物資輸送用耐震強化岸壁整備事業（新港 9 号耐震強化岸壁など）（港湾局） ・物流機能維持用耐震強化岸壁整備事業（本牧 D 4、南本牧 MC 3・MC 4 耐震強化岸壁など）（港湾局） ・事業者と連携した災害時の海上輸送手段の確保等（港湾局） <p style="text-align: right;">など</p>

基本目標Ⅲ：被災者の支援と早期復興を図る

- ◆発災時に地域防災拠点に避難された方々の安全・安心を確保するため、地域防災拠点となる学校の耐震化や資機材の充実を図ります。
- ◆被災者の早期生活再建に向け、生活関連の手続き迅速化のためのシステムを構築するとともに、速やかな経済再生・復興のための震災復興計画の事前の策定などを進めます。

目標1：避難者の安全・安心の確保



〈避難所運営訓練〉

地域防災拠点となる学校の耐震化や地域防災拠点の追加指定等を行います。また、地域防災拠点における燃料や飲料水の確保策を拡充します。

目標2：被災者の早期生活再建支援



〈応急仮設住宅の供与〉

(出典：(財)消防科学総合センター-災害写真データベース)

災害ボランティアセンターを速やかに設置運営するために社会福祉協議会・災害ボランティアネットワーク等の連携・強化や、ボランティア育成を推進します。

被災された方々の早期生活再建を図るため、被災証明の発行や義援金の支給、仮設住宅の提供などを迅速に行います。

目標3：被災中小企業支援など早期の経済再生



〈中小企業向け支援策ガイドブック〉

(出典：中小企業庁)

中小企業などの経済活動の早期再開に向けた支援を進めるとともに、速やかに復興活動が進められるよう、復興の全体像を示した計画を事前に策定します。

施策Ⅲ－１ 地域防災拠点の充実・強化（重点施策）

【 施 策 方 針 】

地域防災拠点の校舎・施設の耐震化を行なうと共に、新たな被害想定による避難者数増加に伴う地域防災拠点の追加指定など避難スペースの確保を行うほか、燃料をはじめとした備蓄の拡充を図ります。

また、各地域防災拠点においては、被災者の方々に少しでも安全・安心に過ごしていただけるよう、災害対策用トイレ、特設公衆電話等の整備を進めます。

【 行 動 計 画 】

【行動計画 26】 地域防災拠点の充実・強化

- ・地震被害想定での避難者数が地域防災拠点となっている小中学校の収容人数を上回っている区については、未指定の市立学校などを新たに地域防災拠点として指定し、防災備蓄庫及び備蓄品を整備します。また、市内の他の公共施設や民間施設を補足的避難所として使用できるよう、事前に施設管理者との調整を行います。
- ・地域防災拠点の避難所機能の強化及びライフライン等の耐震化等を進めます。
- ・地域医療救護拠点制度の廃止に伴う新たな災害医療対策の一つとして、全ての地域防災拠点に応急手当用品（消毒液・包帯・絆創膏等）を配備します。
- ・地域防災拠点において被災時でも安心してトイレが使用できるよう、下水直結式仮設トイレ（通称：災害用ハマッコトイレ）の整備や流末の枝線管きよの耐震化を進めます。
- ・地域防災拠点に配備している救助資機材、生活資機材を最大限有効に活用するため、ライセンスリーダーの育成を推進します。
- ・広大な敷地を有する米軍返還財産の跡地利用として、災害時における救援物資、救援活動要員の集積・中継の役割を果たす広域防災活動拠点や、周辺地域・近郊地域の防災性向上に寄与する防災拠点などを目指します。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> ■ライセンスリーダーの育成：全拠点で10名以上のリーダーの確保及び18区でリーダーのネットワーク化（～平成34年度） ■【完了】特設公衆電話事前設置：全拠点（～平成26年度） ■【31修正】地域防災拠点、市・区役所、災害拠点病院への下水直結式仮設トイレ（通称：災害用ハマッコトイレ）の整備：50箇所/1年×5基（累計432箇所・2,160基）（～平成34年度）《当初：液状化が予測される地域防災拠点への下水直結式仮設トイレの配備 累計31箇所・155基》 ■【新規】地域防災拠点におけるバーチャルパワープラント（VPP）事業の実施：70施設（～平成34年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災拠点の追加指定（総務局） ・補足的避難所の事前確保（総務局） ・地域防災活動奨励助成事業（総務局） ・ライセンスリーダー育成事業（総務局） ・【完了】市立学校耐震対策事業（教育委員会事務局）《再掲》 ・【完了】特設公衆電話事前設置事業（総務局） ・下水直結式仮設トイレの整備（環境創造局・資源循環局） ・【新規】バーチャルパワープラント（VPP）構築事業（温暖化対策統括本部） <p style="text-align: right;">など</p>

災害時下水直結式仮設トイレ案内

ここには、仮設トイレ用下水道管が設置されています

使用方法

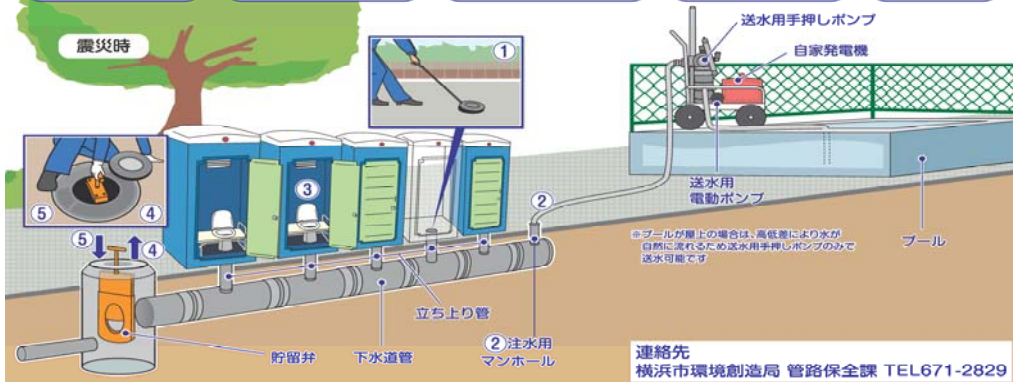
①立ち上り管の蓋をはずし、仮設トイレを設置する
※蓋をあげる工具は防災倉庫に保管

②注水用マンホールから下水道管に水を貯める
※プール水・水道水を活用/約800ℓ
注水用マンホールから管の半分程度貯まった事を確認

③トイレが使用可能になる必ず、下水道管に水を貯めてから使用
※貯めた水が、トイレからの汚物やペーパーを溶解し、排水しやすくします

④約500人使用したら貯留井をあげ、排水する
※1日1～2回程度/一気に排水

⑤下水道管が空になったら貯留井を閉める



▼くわしくはこちら
(パソコン用ウェブサイト)

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/gsuis/sinsaitoir/>
動画で説明があります!

【行動計画 27】 燃料や飲料水等の備蓄・確保

- ・新たな被害想定による避難者数の増加に伴い、備蓄品の増量及び各地域防災拠点への備蓄品の支給を迅速にするための分散備蓄を行います。
- ・迅速な食料供給を図るために流通企業・団体等と食糧供給協定を締結し、被災者に物資補給を行います。
- ・新たに浸水被害が想定されることになった地域防災拠点（10 拠点）について、近隣の地域防災拠点指定を行っていない学校施設に追加備蓄を行います。
- ・震災時の道路損壊や渋滞に備え、地域防災拠点として指定している中学校のうち、都市ガス供給エリアにある中学校 78 校に対して LP ガスボンベを配備します。
- ・市が設置した物流拠点等において、緊急物資の仕分け管理を行うにあたって、物流の専門家を派遣することにより、緊急物資等輸送体制の強化を図ります。

10年後の目標

- 【完了】ポリ製応急給水タンク用給水栓の設置：230基（～平成 27 年度）
- 【完了】地域防災拠点に指定されている中学校等への LP ガスボンベの設置：都市ガス供給エリア全 78 校（～平成 25 年度）
- 【新規】災害用地下給水タンクや緊急給水栓がなく、受水槽活用不可の地域防災拠点における耐震給水栓の整備：39 箇所（～平成 34 年度）

主な事業（主管する局）

- ・【完了】学校受水槽を活用した飲料水確保対策事業（総務局）
- ・津波代替拠点の備蓄品配備（総務局）
- ・災害時における物流専門家の派遣要請（総務局・港湾局）
- ・留め置き児童生徒用備蓄品配備（教育委員会事務局）
- ・【完了】ポリ製応急給水タンク用給水栓の作成（水道局）
- ・【完了】LP ガスボンベ常備事業（総務局）
- ・【新規】耐震給水栓の整備による飲料水確保対策事業（総務局・水道局）

など

施策Ⅲ－２ ボランティアとの連携強化

【 施 策 方 針 】

災害ボランティア育成を推進すると共に、災害時において災害ボランティアセンターを速やかに設置運営するために、社会福祉協議会・災害ボランティアネットワーク等との連携・強化を図ります。

【 行 動 計 画 】

【行動計画 28】 ボランティアの育成・支援

- ・災害ボランティアセンターの立ち上げができるボランティアリーダー（コーディネーター）の養成、初期段階で必要となる物品の備蓄、ホームページの充実などを図ります。
- ・災害ボランティアセンターへデジタル移動無線を配備することにより、横浜市、社会福祉協議会及び災害ボランティアネットワーク等の連携強化、情報共有を図ります。
- ・全国のボランティアからの一般的な申出や頻度の高い質問に対しては、市コールセンターも1次案内窓口として活用します。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
■【完了】災害ボランティアセンター用のデジタル移動無線配備：18区（～平成34年度）	・災害ボランティアの支援事業（市民局） など



【ボランティア受付訓練等】

施策Ⅲ－３ 被災者の早期生活再建支援

【 施 策 方 針 】

被災者の負担を軽減するとともに、り災証明の発行や義援金の支給、仮設住宅の提供を迅速に行い、被災された方々の早期生活再建を図ります。

【 行 動 計 画 】

【行動計画 29】被災者に対する支援の充実

- ・公園等の応急仮設住宅の建設候補用地について、敷地調査、インフラの確認、建設可能戸数等の調査を行い、応急仮設住宅建設用地データベースを更新します。
- ・建設仮設住宅のほか、借上仮設住宅を活用する必要があるため、借上仮設住宅の確保に向けた検討を実施します。
- ・被害認定調査、り災証明発行、義援金交付等の業務を効率的に実施するための被災者支援システムを構築するとともに、被害認定調査を迅速かつ確実に実施するための調査方法の簡素化及び担当職員への研修を実施します。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
■ 応急仮設住宅建設用地データベースの作成・更新（～平成 34 年度）	・ 応急仮設住宅建設用地データベースの作成・更新（建築局）
■ 【完了】被災者支援システムの構築（～平成 25 年度）	・ 借上仮設住宅の確保に向けた検討（建築局） ・ 【完了】被災者支援システムの構築（総務局）

など

施策Ⅲ－４ 速やかな経済再生・復興に向けた取組

【 施 策 方 針 】

震災時の経済活動の停滞を最小限に留めるため、事業者への事業継続計画(BCP)策定支援を行う他、中小企業が被災した場合においては早期再開に向けた支援を実施するとともに、物流機能維持用の耐震強化岸壁の整備を進めます。

また、市区職員や市民が速やかに復興に向けた活動を進められるよう、復興の全体像を示した計画を事前に策定します。

【 行 動 計 画 】

【行動計画30】速やかな経済再生

- ・震災時に、被災中小企業への緊急相談窓口の設置、横浜市中心企業融資制度を実施します。
- ・事業者へのBCP策定の支援をします。
- ・災害時に横浜港の国際コンテナ物流機能を維持することで、国内の経済活動を支える物流機能維持用耐震強化岸壁について、今後5バースの整備を順次進めていきます。
- ・仮置場、仮設処理施設の設置など、災害廃棄物を迅速に処理する方法について検討し、必要な事前準備を行います。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> ■【完了】物流機能維持用耐震強化岸壁（本牧D4、南本牧MC3耐震強化岸壁整備）（～平成26年度）《再掲》 ■【31修正】物流機能維持用耐震強化岸壁（南本牧MC4耐震強化岸壁整備）（～平成31年度）《当初：～平成34年度》《再掲》 	<ul style="list-style-type: none"> ・物流機能維持用耐震強化岸壁整備事業（本牧D4、南本牧MC3・MC4耐震強化岸壁など）《再掲》（港湾局） ・【31修正】「災害廃棄物処理計画」に基づく災害廃棄物の処理手順等の整備（資源循環局） ・【完了】BCPの策定支援（経済局） ・震災時に中小企業等への緊急相談窓口の設置・横浜市中心企業融資制度の実施（経済局） ・緊急輸送路等の整備・地震対策《再掲》（道路局・港湾局） <p style="text-align: right;">など</p>

【行動計画 3 1】事前復興計画の策定

- ・復興の全体像を示した事前の震災復興総合計画について、「都市復興」「経済復興」「住宅復興」「生活・暮らし復興」の4つの分野を含めた形で策定し、併せて市民の皆様向けのパンフレットを製作・配布します。
- ・発災時に速やかに震災復興本部を立ち上げ、円滑に復興を進めるため、立ち上げから復興基本計画策定までの手順を記したマニュアルを策定します。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
<p>■【31 修正】事前復興計画の策定・周知（～平成 34 年度）《当初：～平成 27 年度》</p> <p>《※庁内マニュアルの策定により対応（平成 27 年度）》</p>	<p>・復興の理念・方針・計画の策定手順などの検討策定※（政策局）</p> <p>《震災復興総合計画に関しては、発災後に被災状況や都市づくりの方向性を踏まえて策定するものであるため、平時においては庁内マニュアルを策定し、復興の視点と基本的な方向性などを庁内で共有することとしました。》</p>

〈お問合せ〉

総務局危機管理室

TEL:045-671-4351 FAX:045-641-1677

政策局政策課

TEL:045-671-2010 FAX:045-663-4613